

第 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月27日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○認定第1号及び報告第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○散会の宣告	35

第 2 号 (9月28日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	37
○開議の宣告	38
○一般質問	38
古川文雄君	38
小林政次君	51
円谷寛君	58
木原秀男君	69
今泉文克君	87
○散会の宣告	105

第3号（9月29日）

○議事日程	107
○本日の会議に付した事件	107
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○事務局職員出席者	107
○開議の宣告	108
○一般質問	108
畑幸一君	108
井土川好高君	115
○休会について	120
○散会の宣告	120

第4号（10月7日）

○議事日程	121
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	122
○事務局職員出席者	122
○開議の宣告	123

○議事日程の報告	1 2 3
○決算審査特別委員長報告（認定第1号について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第14号～議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 4 3
○閉議の宣告	1 4 3
○町長あいさつ	1 4 3
○閉会の宣告	1 4 4
○署名議員	1 4 5

鏡石町告示第37号

第1回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月22日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成23年9月27日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

平成23年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年9月27日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第3号 鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 議案第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	助川 浩一 君
総務課長	今泉 保行 君	税務町民課長	関根 学 君
健康福祉課長	面川 廣見 君	産業課長	高原 芳昭 君
都市建設課長	小貫 忠男 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教育長	高原 孝一郎 君	教育課長	木賊 正男 君
會計管理室長	八卷 司 君	農業委員会	飛沢 栄四郎 君
兼出納委員	吉田 栄新 君	農事選挙管理員	西牧 英二 君
教委	菊地 栄助 君	農事選挙管理員	根本 次男 君
農業委員		監査委員	

事務局職員出席者

議会議務局長	吉田 賢司	副主幹	相楽 信子
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第1回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。
第1回鏡石町議会定例会会期予定表（案）をこれから発表させていただきます。
日次、日、曜、会議内容の順で発表いたします。
〔以下、「会期日程表」により報告する。〕
-

◎招集者あいさつ

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第1回町議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
議員の皆様には、第1回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
東日本大震災の発生から半年余りが過ぎ、原発事故の影響で先が見えない状況のもと、復旧・復興に向けた懸命の取り組みが進められていた中、このたびの台風15号の直撃は、本町を初め各地に大きなつめ跡を残し、さらに心痛を深めることになりました。多難な局面が続いておりますが、災害対策は急務であり、今回の災害復旧におきましても安全確保を最優先に対応してまいりたいと考えております。
今定例会につきましては、決算認定のほか、単行議案、各会計補正予算を合わせまして17件の提案を予定しております。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月7日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告及び事務組合議会の報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

平成23年5月分から8月分までの例月出納検査の結果を報告いたします。

初めに、平成23年5月分についてご報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年5月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほ

か9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年6月24日金曜日、午前9時52分から12時5分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成23年6月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年6月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年7月25日金曜日、午前10時ちょうどから11時50分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成23年7月分についてご報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年7月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年8月26日月曜日、午前9時30分から10時40分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各

基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、平成23年8月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年8月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年9月26日月曜日、午前9時53分から12時ちょうどまで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年8月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

〔「事務組合報告はしないんですか」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 事務組合の報告は、お手元の報告書で見てくださいということで申し上げたんですけれども、前任者のものですから、報告書が上がっていますのでごらんくださいということで申し上げました。いいですか。

〔「はい」の声あり〕

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第1回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る9月4日に執行されました町議会議員一般選挙においては、選挙執行に当たられた関係者各位のご協力に感謝申し上げますとともに、当選の栄に浴されました議員各位に改めて祝意を表する次第であります。

ことしの夏は、昨年同様に豪雨と猛暑のニュースが連日報道され、異常気象が世界各地で

発生するなど、自然の脅威を見せつけられた夏ではなかったかと思えます。

特に、豪雨と呼ばれる局地的な大雨による災害が全国各地で発生しましたが、7月末には、会津地方を中心とした新潟・福島豪雨により甚大な被害が発生し、会津では公共土木施設が約741億円、農林水産関係で約101億円の被害額となりました。

また、9月3日に上陸した台風12号は、台風が遅く、3日間で雨量が1,000ミリを超え、年間総雨量の6割以上降った地点もあり、和歌山県・奈良県を初め、死者・行方不明者が95人と風雨災害としては平成16年の台風23号を超え、平成に入って以降、最悪の事態となりました。

本町においても、大雨や洪水に関する警報は7月と8月だけで8回の発令がありましたが、大きな被害が出なかったことで安堵していたところ、9月21日から22日にかけて通過した台風15号では、阿武隈川が警戒水位を超えたことから、成田地区35世帯140名に避難勧告を出したほか、住宅や農業施設への浸水や土砂崩れなどの被害が発生しました。人的被害がなかったことは幸いであり、被害状況については現在調査中ではありますが、今後、応急的な安全確保対策とともに、災害復旧に向けた施策を講じてまいりたいと思えます。

猛暑に関連したことで、政府は、7月1日、電気事業法に基づいて37年ぶりに夏場の電力不足を回避するための電力使用制限令を発しました。

対象となった東北電力と東京電力の大口需要家は、ピーク時の電力使用量を昨年夏に比べて15%削減することが求められたことから、時間帯や曜日の変更、生産ラインの一部停止などの取り組みが行われました。

東北電力では、東日本大震災で主力の発電所が被災したほか、新潟・福島豪雨でも水力発電所や揚水発電所が被災したため、電力需給が逼迫するたびに東京電力からの電力融通でしのぎ、計画停電は避けられたものの綱渡りの状況が続きました。

制限令が適用されない家庭でもさまざまな形で節電に取り組まれましたが、これから寒さが厳しくなる東北地方では暖房器具を使う冬場も電力需要が逼迫するおそれがあり、早い段階から冬季の節電にも備える必要があることから、今後も各地での取り組みが重要視されております。

暗い話題が多い中、国民に希望と勇気を与えてくれた出来事として、なでしこジャパンの活躍がありました。

7月にドイツで行われたサッカー女子ワールドカップでは劇的な試合を制し世界一を勝ち取り、その成果に対し、団体としては初めて国民栄誉賞が贈られました。また、その後のロンドン五輪アジア最終予選では見事に出場権を獲得しました。

各個人が技量を高め、また世界じゅうで称賛された最高のチームプレーによって局面を開くその姿は、これからの復興に向け、私たちも大いに見習っていききたいと感じたところ

であります。

さて、政治においても大きな動きがありました。

6月に辞任意向を示した菅直人首相が8月26日に退陣を正式に表明し、それを受けて民主党の代表選が行われ、29日に野田佳彦氏が新代表に決まり、その後30日の衆参両院本会議での首相指名選挙において、第95代、62人目の首相に選出されました。

9月2日に野田内閣が発足しましたが、記者会見で野田首相は、東日本大震災の復旧・復興と東京電力福島第一原発事故の収束を最優先課題に掲げ、「福島の再生なくして日本の再生なし」との考えを示しました。また、就任後初の所信表明演説においても「福島の再生なくして日本の信頼回復はない」と再度触れましたが、原発事故の収束に全力を挙げ、震災と原発事故からの復興の歩みを確かなものにしてほしいと強く願うとともに、失望や怒りを期待に変える「正心誠意」の政治に期待するものであります。

また、衆議院福島3区選出の玄葉光一郎氏が、菅前内閣から引き続き野田内閣の外務大臣として入閣されました。経済対策や領土問題などの外交課題が山積する中、本県国会議員として30年ぶりの外相就任となったわけではありますが、日本のため、福島県のために、その手腕を発揮されますことを期待する次第であります。

しかし一方で、就任したばかりの鉢呂吉雄経済産業大臣が、死の町、放射能をうつすという趣旨の問題発言をした責任をとり、就任して9日目に辞任しましたが、原子力政策を担う重要閣僚の不穏当な発言には憤りを感じ、辞任は当然のことと思いますが、このことで復興への道筋が停滞するようなことがないように願うものであります。

東日本大震災から200日となりました。

国では復興基本法が成立し、7月29日に復興基本法が決定され、その中で政府は、復興期間を10年とし、復旧・復興費の総額を23兆円として、当初の5年間を集中復興期間と定め19兆円を投じる方針が示されました。

また、福島県では、「脱原発」を基本理念に掲げた復興ビジョンを8月11日に正式決定し、主要施策は、地震、津波、原子力災害及び風評被害に対する施策として、被害の甚大さと復旧に要する期間を念頭に、緊急的対応と原子力災害対応がそれぞれ一つの柱に位置づけられました。

福島県においては、放射性物質に汚染された土壌の除染をどう進めていくのかが大きな課題となっている中、政府の原子力災害現地対策本部は、9月9日に除染対策のスケジュール案を示しました。

年間の積算放射線量が1から20ミリシーベルトの比較的低線量地域の市町村では除染作業を11月からスタートさせるとし、住民ニーズを把握している町内会単位での計画的な除染推進を支援するとしておりますが、中間貯蔵施設や最終処分施設についてはいまだに方針が示

されず、自治体における除染対策をおくらせる大きな要因となっていることから、早急に国または県において方針を示すよう求めてまいりたいと思います。

本町の震災対策につきましては、震災発生早期の応急対策から今日まで復旧・復興に向け懸命に取り組んでおり、関係予算も臨時議会等で議決いただき、これまで一般会計、特別会計合わせて約37億5,000万円となりました。災害復旧事業は国・県の補助事業が大部分であります。町単独でも被災者支援の観点から、小規模農地災害対策事業、農作物放射能汚染検査事業、一部損壊住宅支援事業などの事業も展開しております。厳しい財政運営になることは避けられませんが、震災復興は待ったなしであり、今後も最優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、このたびの災害対策においては、被災市町村に対する人的支援のための職員派遣により、6月から9月にかけて、埼玉県鴻巣市より職員の派遣がありました。この間、2名ずつ7班編成で14名の職員の方に、都市建設課において災害復旧業務をサポートしていただきました。暑い日が続く時節での熱心な対応は大きな力となり、大変ありがたく、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

次に、今年度の主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、都市機能の整備における社会資本整備総合交付金事業では、中外線道路改良事業については用地取得と補償関係について協議を進めているところであり、鏡田499号線の道路改良工事は発注に向けて準備を進めているところであります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第1工区内並びに画地造成工事の発注に向けて準備を進めております。

土木災害につきましては、災害査定が終了し、計画的に工事発注を行う準備を進めており、農地・農業施設災害関係では災害査定が82%終了している状況であります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、東日本大震災の関係から第一に復旧・復興に向けて作業を進めているところであり、国の災害査定が完了したことから、関係機関と事務調整を図り工事発注の準備をしております。

上水道事業におきましては、安全で安心な水の安定供給事業のための石綿セメント管更新事業について、昨年度更新した本管理設路面の仮舗装箇所を本舗装し、交通の安全を図ったところです。また、水の安定供給を図るための耐震管への布設がえ並びに桜岡浄水場流量計更新の諸準備を進めているところです。

上水道第5次拡張事業につきましては、水道全般にわたる計画に沿って事業を推進しているところであり、現在、鹿島・東鹿島地内導水管布設事業の工事発注の諸準備を進めております。

廃棄物処理関係では、震災による瓦れきの受け入れについて、毎月後半に東町の仮置き場

と鳥見山公園駐車場を併用しながら行っておりますが、家屋の解体進行とともに収集量も増大する状況にあります。家屋解体撤去事業につきましては、今月から申請を受け付け、現在、解体済みの家屋65件と町への解体申請家屋2件の受け付け状況であり、年度内完了に向け準備を進めることとしております。

保健福祉関係では、健康づくり推進事業としては、健康診査及び各種がん検診等の総合健康診査を、8月29日から9月25日まで、各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施いたしました。昨年度から実施している医療機関での個別健診により、より多くの方が受診しやすい環境づくりを進めております。

高齢者福祉事業では、今月17日に鳥見山体育館において、75歳以上1,444名の高齢者の皆さんをお招きし、恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いたしました。今後も、高齢者の皆さんが生きがいを持ち、健康で過ごせるよう生活の支援をしてみたいと思います。

後期高齢者医療制度につきましては、各種申請や届け出の受け付けなどの窓口業務と保険料徴収業務を町が行い、資格管理や給付業務、保険料の賦課業務については広域連合が行っております。なお、本町の被保険者数は、4月1日現在1,422人となっております。

児童福祉関係では、子ども医療費の窓口負担の無料化を実施しており、平成22年度からは対象者を中学3年生まで引き上げ、2,015人を対象として取り組んでいるところであります。

放射線対策としては、健康への影響に対する不安解消と実態把握のため、妊婦及び高校生以下の子供さんを対象とした積算線量計を9月14日に個別配付し、向こう3カ月間の線量調査を実施していくこととしております。また、町内全域での除染対策については、町の指針を策定し、今後の各行政区と小中学校のPTAが主体となった取り組みについて現在検討中であります。

産業の振興関係では、東日本大震災の影響により羽鳥ダムからの通水が中止となったことから、約8割の水田で作付ができない状況になりました。このため、町としましては町単独で、生活面や次年度への営農継続の観点から、推進作物を選定して水田活用の所得補償交付金事業を推進してまいりました。

8月末現在の状況は、水稲作付230ヘクタール、飼料作物99ヘクタール、ソバ48ヘクタール、大豆4ヘクタール、燕麦507ヘクタールとなっております。また、米の所得補償交付金事業の申請者数が207件、水田活用の所得補償交付金事業の申請者数が389件という実績になりました。

放射能汚染対策としましては、県が実施している農林水産物に係るモニタリング調査に加え、町独自に、収穫期を迎えた農産物を対象に農産物放射能検査を8月と9月に計2回、30検体を検査機関に持ち込み検査をしましたが、すべての作物において検出限界以下という検査結果でした。今後も随時、継続して検査を実施し、公表してまいりたいと考えております。

農産物の風評被害対策としましては、「安全・安心」のシールを作成し、町内農作物の安全を確認しながらキュウリ栽培農家や果樹農家へ配付し、出荷・販売する際に活用してまいりました。また、7月には首都圏において町内農産物の安全性のPRを行いました。引き続き、風評被害を払拭するための活動を計画したいと考えております。

県営成田ほ場整備事業につきましては、事業着手以来13年が経過し、昨年度までに地域内農地の97%が完了しており、昨年からの繰越事業を初め、河川の築堤工事のほか、橋梁工事や取水堰工事等の発注準備を進めているところであり、事業の完成に向け、平成23年度の工事がスムーズに推進されるよう県と連携してまいりたいと思います。

また、例年実施しておりました町観光協会主催のあやめ祭りは震災の影響により中止いたしました。鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りにつきましては、鏡石「牧場の朝」秋祭り実行委員会の主催により、10月1日の開催に向けた諸準備を商工会とともに進めているところでもあります。「がんばるぞ鏡石 元気にワッショイ」をサブテーマに掲げ、復興のシンボルになればと考えております。

南町地区工場用地造成事業につきましては、昨年度造成工事を完了し、現在、企業による工場建築工事が施行されていますが、今後、建築工事の進捗に合わせて、残っている側溝工事とつけかえ町道の舗装工事を進める予定であります。

教育・文化関係では、震災により第一小学校校舎が使用不能となり、新学期の運営に苦慮しておりましたが、第二小学校と町構造改善センターを仮校舎にしまして無事1学期が終了できました。これもひとえに多くの町民の皆様のご理解とご協力のおかげであり、今では、一小、二小の児童にとって貴重な体験となっているものと思います。

2学期からは仮設校舎が完成し、新たなスタートとなった第一小学校の児童も、一部不自由な面もありますが、町の中心で元気な声がこだまするようになりました。胸をなでおろしているところであります。

心配されていた児童、生徒の暑さ対策では、補正予算で扇風機、よしずの購入を初め、保健室へのエアコン設置などにより乗り切ることができました。

また、原発事故による放射能汚染対策では、多くの保護者から不安の声が寄せられましたが、放射線量低減対策として、保育所を初め幼稚園、小学校、中学校の校庭の表土除去を実施することにしました。

特に鏡石幼稚園の園庭は、芝生の園庭で比較的放射線量が高い数値を示していたことから、8月中旬に除染工事を行い、放射線量も工事前に比べ約4分の1に減少いたしましたので、引き続き小中学校等の除染工事を行い、子供たちの安全安心づくりに向けて取り組んでまいります。

今年度の事業につきましては、震災の影響から当初予定していた事業を大幅に見直した中

で事業に取り組んでいるところであり、事業開始がおくれましたが、花いっぱい運動やアドベンチャークラブ、いきいき学級などの生涯学習関連事業を初め、社会教育関係の各種団体の総会が開催され、団体活動も少しずつ動き始めましたので、後半の事業でさらに充実させたいと考えております。

震災・災害のありました各教育・体育施設等の復旧につきましては、町民プール「すいすい」の復旧工事は入札が済み、今定例議会において議決をいただいた後に工事に着手し、一日も早い開館に向けて万全を期したいと考えております。また、図書館を初め構造改善センターの復旧工事につきましても、一部着工いたしました。余震等により被害が拡大しており、今定例議会に補正予算を提案したところであります。

震災の影響により策定ができております第5次総合計画等策定事業につきましては、プロジェクトチームによる素案の検討と、町民の方々が参加しているまちづくり委員会による提言のための議論を進めてきましたが、まちづくり委員会の提言書が今月下旬にまとめられ、町に提出されることになっております。今後、順次、町議会を初め関連会議等でご意見をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度決算の概要について申し上げます。

我が国経済は、リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出、雇用の下支えにより持ち直してきましたが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行きの不透明感が強まり、雇用も厳しい状況となっております。物価はデフレ状況が続き、消費者物価は2年連続で下落しております。

このような経済状況の中、政府は、新成長戦略に基づき、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとともに、デフレを終結させるための政策運営を行ってきました。円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策において、きめ細かな交付金2,500億円、住民に光をそそぐ交付金1,000億円などを予算化して、切れ目のない対策を実践してきたところであります。

平成22年度の地方財政計画では、地方が自由に使える財源をふやすため、地方交付税総額に地域活性化・雇用等臨時特例債として9,850億円が加算され、配分する出口ベースで1兆1,000億円が増加されたものの、地方税は3兆6,764億円の減収と見込まれ、地方財政計画の規模は前年度比で4,289億円減となり、地方財政は依然として厳しい状況にあります。

このような財政環境の中で、本町においては、第2次行政改革大綱を踏まえ、税収の確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位に基づいて事業選択を行い、財源の計画的・重点的な配分に徹し、第4次総合計画の5つの柱を基軸に、各種事業の効率的な執行に加え、国における地域活性化対策関連事業等の速やかな実施に努めてきたところであります。

一般会計での決算額では、歳入46億9,301万5,000円（前年比8.2%の増）、歳出45億

6,906万6,000円（前年比4.8%の増）となり、一般会計決算では形式収支で1億2,394万9,000円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は1億1,167万7,000円の黒字決算となったところであります。

平成22年度末における普通会計の町債残高につきましては53億3,289万4,000円となり、前年比1億6,342万9,000円の減額と、償還額・残高ともに減少してきたものの、東日本大震災により増加する見込みのため、さらに計画的な財政運営に迫られております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化比率としての4指標につきましては、実質公債費比率が19.6%と対前年比1.1ポイントの縮減となりましたが、早期是正措置対象基準である18%を超えており、さらに計画的な改善を図る必要があります。また、将来負担比率につきましては、160.2%と前年比20.8ポイントの増加となったものの、昨年に引き続き基準を下回る結果となりました。

平成22年度の上水道会計を除く全会計の総決算額では、76億6,134万7,000円（前年比2.5%の増）の歳入に対しまして74億4,717万6,000円（前年比3.5%増）の歳出となり、実質収支で1億9,249万9,000円（前年比7.8%の増）の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,853人（前年度比397人の増）、使用メーター数では4,318件（前年度比11件の減）、年間給水量は132万545立方メートル（前年度比3万6,717立法メートルの減）となり、1日平均給水量は3,628立方メートルでありました。年間給水量の減少の要因は、節水設備の普及や節水意識の浸透によるものではないかと分析しております。

収支決算においては、水道事業収益で2億991万3,000円、水道事業費用では2億614万8,000円となり、376万4,000円の黒字決算となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

認定第1号の平成22年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計ほか各特別会計並びに上水道事業会計の11会計について決算認定をお願いするものであります。

これら決算につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付して、さらに、当該年度における主要施策の成果並びに予算執行実績報告書を提出いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、4指標並びに資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、支給対象となる遺族の範囲についての改正であります。

議案第3号 鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結につきましては、地方自治法に基づき、議会の議決に付すべき契約金額となったことから提案するものであります。

議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の遠藤栄一氏と常松誠氏の任期が9月30日をもって任期満了となることから、常松誠氏の再任と、新しく新町175番地、添田敏夫氏を選任いたしたく提案するものであります。

議案第5号 教育委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の菊地清氏の任期が9月30日をもって任期満了となることから、新しく羽鳥51番地、佐藤靖弘氏を任命いたしたく提案するものであります。

議案第6号 一般会計補正予算（第6号）につきましては、主な歳出では、総務費6,231万円のうち22年度繰越金5,000万円を財政調整基金並びに庁舎新築事業基金の積立金へ、障害者自立支援事業給付費ほかとして民生費へ2,973万1,000円、定住促進住宅等維持整備基金積立1,000万円ほかとして土木費へ1,916万円、住宅応急修理工事費1億4,600万円等で消防費へ1億4,947万円、学校施設・社会教育施設等の災害復旧関連事業費として5,727万7,000円などを補正するものであります。

主な歳入の財源につきましては、地方交付税1億1,699万5,000円、国庫支出金2,049万9,000円、県支出金1億4,791万円、22年度繰越金1億167万7,000円と町債6,753万9,000円などを充当するものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は3億2,599万4,000円となり、その結果、本年度の歳入歳出予算の総額は74億4,868万1,000円となりました。

このほか、議案第7号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第15号の農業集落排水事業特別会計（第2号）につきましては、国民健康保険や介護保険での震災関連の免除・還付に係る補正予算があるほか、平成22年度決算に伴う繰越金の処理が主な補正予算となっております。また、議案第16号の上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、消火栓の維持管理に係る予算等を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要等についてご説明申し上げます。何とぞとよろしくご審議いただき、議決、認定、同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎認定第1号及び報告第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成22年度の一般会計並びに国民健康保険特別会計など11会計のほか、上水道事業会計をあわせました12会計の決算が整いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の1ページ、2ページの総括表によりご説明させていただきます。

なお、詳細につきましては会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会において説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、こちらの決算書1ページ、2ページをお開き願います。

まず、一般会計でございますが、歳入が46億9,301万5,000円、歳出が45億6,906万6,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億2,394万9,000円でございます。

なお、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億1,167万7,000円、22年度実質収支から21年度の実質収支を差し引いた単年度収支が64万円となります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、13億714万4,000円の歳入に対しまして12億4,617万2,000円の歳出となっております。形式収支及び実質収支とも6,097万2,000円でございます。単年度収支については2,106万6,000円でございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入歳出ともに2,040万4,000円でございます。形式収支、実質収支ともにゼロ円でございます。単年度収支につきましては6,000円のマイナスでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、8,452万2,000円の歳入に対しまして8,427万7,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに24万5,000円でございます。単年度収支につきましては5万2,000円のマイナスでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、6億2,318万5,000円の歳入に対しまして6億1,780万3,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに538万2,000円でございます。単年度収支につきましては719万5,000円のマイナスでございます。

次に、土地取得事業特別会計につきましては、853万8,000円の歳入に対しまして782万4,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに71万4,000円でございます、単年度収支につきましては68万6,000円でございます。

次に、工業団地事業特別会計につきましては、3億7,677万6,000円の歳入に対しまして3億7,448万5,000円の歳出でございます、形式収支、実質収支ともに229万1,000円でございます。単年度収支につきましては95万1,000円でございます。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計につきましては、4,982万7,000円の歳入に対しまして4,251万4,000円の歳出でございます。形式収支につきましては731万3,000円、実質収支につきましては181万1,000円、単年度収支につきましては156万3,000円でございます。

次に、育英資金貸付金特別会計につきましては、1,242万7,000円の歳入に対しまして1,185万3,000円の歳出でございます。形式収支、実質収支ともに57万4,000円でございます、単年度収支につきましては24万5,000円のマイナスとなっております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、4億1,788万8,000円の歳入に対しまして4億628万6,000円の歳出となっております。形式収支は1,160万2,000円、実質収支は770万4,000円、単年度収支につきましては221万6,000円のマイナスとなっております。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、6,762万1,000円の歳入に対しまして6,649万2,000円の歳出となっております。形式収支、実質収支ともに112万9,000円、単年度収支につきましては125万4,000円のマイナスとなっております。

これら11会計の合計が、76億6,134万7,000円の歳入に対しまして74億4,717万6,000円の歳出でございます。形式収支につきましては2億1,417万1,000円、実質収支につきましては1億9,249万9,000円、単年度収支につきましては1,393万8,000円となったところでございます。

次に、上水道会計についてご説明を申し上げます。

別冊、薄い冊子の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開き願います。

1ページにつきましては、総括事項でございますが、平成22年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

決算概要についてご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成22年度上水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせた水道事業収益につきましては2億991万3,767円となりました。支出につきましては、営業費用並びに営

業外費用を合わせました水道事業費用につきましては2億614万8,859円となりまして、当年度は差し引き376万4,908円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては資本的収入及び支出についてでございます。収入につきましては、企業債と国庫補助金を合わせた資本的収入につきましては9,450万円となりました。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきましては2億1,403万1,719円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額、6ページの表下側の欄にございますが、1億1,953万1,719円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,294万3,629円と建設改良積立金7,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額658万8,090円で補てんしたところでございます。

以上、認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についてご説明いたしました。ご審議をいただきまして認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 引き続きまして、報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

お手持ちの資料に町監査委員から鏡石町財政健全化審査意見書が配付されていると思いますので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思っております。

平成22年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました。地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものであります。

別冊、22年度鏡石町財政健全化審査意見書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

一覧表記載のとおり、平成22年度の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないため該当いたしませんでした。

また、実質公債費比率につきましては19.6%と前年比1ポイント縮減されておりますが、将来負担比率につきましては、160.2%と前年比20.8ポイント増加したところであります。将来負担比率の増加の要因は、国営隈戸川土地改良事業並びに県営成田ほ場整備事業の債務負担行為が新たに算入されたことによるものであります。

なお、資金不足比率につきましては、3ページの上水道事業会計健全化審査意見書のとおり、平成22年度においては資金不足がないため該当しませんでした。

以上、報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第1号 平成22年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 先般実施いたしました決算審査、財政健全化審査、水道事業会計経営健全化審査につきまして審査意見を申し上げます。

初めに、平成22年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見を申し上げます。

平成22年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成22年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成22年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成22年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成22年度鏡石町上水道事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成22年度鏡石町決算附属書類
- (14) 平成22年度各基金の運用状況

2. 審査の期間

平成23年8月2日から平成23年8月9日まで。

ただし、上水道事業会計につきましては平成23年5月25日に実施いたしました。

3. 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書（歳入歳出決算事項別

明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等）及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

第3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりでございます。

おのおのの計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は2億1,417万1,000円の黒字となっており、実質収支額は1億9,249万9,000円となっております。

この内訳は、一般会計1億1,167万7,000円、特別会計8,082万2,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計の6,097万2,000円、介護保険特別会計の538万2,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては376万5,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては1億1,953万1,000円の不足額が生じました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金4,294万3,000円、建設改良積立金7,000万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額658万8,000円で補てんをしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございます。すみませんが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は下記のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていただきます。

第4 基金の運用状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。これについても計数の読み上げは省略させていただきます。

第5 審査意見

原文のまま読み上げさせていただきますので、ご了承願います。

平成22年度の日本経済の景気の推移を見てみると、前半には、海外経済の好転や国の経済対策等を要因とし緩やかな回復が見られたものの、後半に至り、円相場の高どまりや経済対策が浸透したことによる反動などから回復は弱まり、低迷状態から脱することができなかった。

そのような状況の中、年度末近くの3月、想像を絶する大地震が東日本を襲い甚大な被害をもたらした。

福島県においては、地震被害に加え原発事故による放射能の恐怖にさらされ、すべての産業、個人生活に大打撃を与え今もなお混乱状態にある。これに伴う平成22年度の財政への影響は、災害発生が年度末近くであったため、金額としては大きな影響は出なかった。しかし、復旧事業に要する今後の費用はかつて経験したことのない多額の金額となることは確実であり、回復しつつあった財政健全化の道筋にも深刻な影響をもたらすものと思われる。

これらの状況を踏まえた上で審査意見を申し述べたい。

まず、一般会計決算の歳出面を見ると、物件費、扶助費、公債費等が増加した。人件費、補助費等については減少を見たものの補てんするに至らず、歳出合計は前年度比2億799万5,000円、4.8%の増加となった。

これに対する歳入面を見ると、経済状況の低迷、年度末の大災害発生等により、自主財源の根幹である町税の収入は前年度に比べ6,431万3,000円減少（減少率4.0%）した。特に、固定資産税の減収が6,034万5,000円と大きく響いた。

これらの状況に加え、数年来の課題である滞納額の減少は解決されず、町税において2億2,842万3,000円が滞納分として残り、依然として課題は改善されていない。今般の震災により個人、法人ともに疲弊しており、さらに増加が懸念される。

厳しい状況下ではあるが、全庁を挙げた改善努力を要望する。

特別会計に属する国民健康保険税についても同様であり、滞納額は2億1,615万8,000円となった。町税と国民健康保険税の滞納額の合計は4億4,458万1,000円と多額であり、健全財政の確立のためにも早急に改善を要する課題である。さらに、不納欠損額も、町税、国民健康保険税合計で4,293万7,000円の計上を余儀なくされている。

次に、財政状況を示す主要財政指標を見ると、経常収支比率は78.9%であり前年度に比し改善、ほぼ適正水準に達した。財政力指数は0.581、公債費比率は16.6%といずれも適正水準に達しておらず、さらなる改善努力を要する指数となっている。

以上、平成22年度の決算について概略的な意見を述べたが、今後、大震災の復旧・復興をなし遂げるため財政面をどうしていくか、既に苦難が始まっている。これらの財政事情について町民の理解と協力を得ることがまず大切であろう。行政当局、町民が一体となり、復旧・復興が一日でも早くかなえられるのを願うのみである。

続きまして、平成22年度鏡石町財政健全化の審査意見を申し上げます。

平成22年度財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

各健全化判断比率の計数は以下のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成22年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

②連結実質赤字比率について

平成22年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

③実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は19.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

④将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は160.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

最後に、平成22年度水道事業会計経営健全化審査意見を申し上げます。

平成22年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20.0%でございます。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成22年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当いたしません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

各審査に対する意見は以上のおりでございます。

○議長（渡辺定己君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

ここでお諮りいたします。

認定第1号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置しこれに付託することに決しました。

なお、報告第1号については報告までといたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては議長において指名することに決しました。

平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7

番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のために休議いたします。

休議 午前11時29分

開議 午前11時38分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成22年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に大河原正雄君、同副委員長に小林政次君が選任されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第2号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

[総務課長 今泉保行君 登壇]

○総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹を加えるものであります。

4ページをごらんいただきたいと思います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第4条第1項でございますが、こちらは災害弔慰金を支給する遺族の範囲と順位を定めている条項でありまして、第1号中、「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加えまして、同号の次に第3号としまして、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」

附則としまして、この条例は公布の日から施行しまして、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について

適用するとするものであります。

以上、議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第3号 鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第3号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第3号 鳥見山公園内町民プー

ル災害復旧工事請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの工事請負契約につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した町民プールの復旧工事を行うための工事請負契約締結で、去る9月15日に執行した9者による指名競争入札により契約金額及び契約の相手方等が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

請負契約の内容につきましては、1、契約の目的、鳥見山公園内町民プール災害復旧工事、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約の金額は5,040万円、4、契約の相手方は、福島県郡山市富田町字権現林3番地の4、株式会社オオバ工務店、代表取締役社長、大場俊之、5、工期は、契約発効の日から平成24年2月17日までとするものであります。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原でございます。

ただいま上程されました鳥見山公園内温水プール入札契約の件ですけれども、一つは、指名競争入札ですけれども、最低入札価格は幾らか。そしてもう一つは、その積算根拠をお知らせください。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1つ目が最低価格についてのお尋ねでございましたが、最低価格につきましては公表しておりませんので、この場でのご返答はご遠慮したいというふうに思います。

それから、積算根拠につきましては、実際に現地での災害状況の積み上げによる積算で積算額を決定しております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 入札最低価格を教えられないということはどういうふうなことなんですか。まずそれを一つ聞きたいですね。この最低入札価格というのは、今一番入札価格で

問題になっている数字だと思うんですよね。その数字を教えられない根拠をちょっとお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 再質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

最低価格の公表ができないということの根拠というふうなお尋ねでございますが、入札関係の公表に関する要綱に基づいて、入札の指名業者名、あと入札の結果については、工事の名称、それから執行関係、それから落札金額、それから予定価格、それから入札に参加した業者の方の入札額、これらについては公表するように規定になってございますが、最低価格については、規定がございませんので公表していないということで、お答えできないというふうなご答弁をさせていただきました。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はございませんか。

11番、木原秀男君の再々質問を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原ですが、その最低入札価格を教えられないということは、どれだけこの5,040万円と差があるかということで、そうすると、例えばオオバ工務店ですね、オオバ工務店さんは第一小学校の体育館も担当した。それで大きな損害を受けておりますよね。金額のあれによって手抜きとか材料が違うのかということを知りたかったんですよ。オオバ工務店さんが安いからというふうなことで、同じようにそこに頼んでまた事故でもあったら、どういうふうにするのかということなんです。だから、情報公開の時代に、そういうあいまいなことじゃまずいんじゃないですか。最低価格くらい教えられない話はないでしょう。手抜きとか材料の違いとかというふうなことの説明でもいいですから説明してください。またオオバ工務店さんで同じような事故があったらどういうふうにするんですか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 再々質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 11番議員の再々質問にお答え申し上げます。

最低制限価格の公表等につきましては、現時点では先ほど申し上げましたとおり公表しておりませんが、町の入札指名委員会等で今後その採用について検討してまいりたいと思います。

なお、先ほどの金額等につきましては、いわゆる最低制限価格を下回らない金額というこ

とでありますので、5,040万円というのはその最低制限価格を下回らない金額だということ
でご理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 11番議員のご質問の中で工事関係の管理のことについてのお
尋ねもございました。

工事の管理につきましては、町の職員だけではなくて、福島県市町村支援機構というところ
の専門の組織・団体に管理のほうを委託して、工事内容等の適正な管理をしていただく予
定をしております。さらに、当然工事に当たっては、町のほうで発注する内容でございます
ので、町のほうでも工事期間中の手抜き、それから事故等がないように指導等をしながらや
っていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） ほかに。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今の温水プールの入札の関係ですけれども、一つは、この入札の業者
名ですね、9者あるそうですけれども、その9者と入札価格を明らかにしていただきたい。
もう一つは工事の内容、どういう工事をやるのか、その見積もりの工事の内容と金額ですね、
見積価格、こういうものを教えていただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問に答弁申し上げます。

まず初めに、入札業者名と入札額ということでございますので、まず高田工業株式会社須
賀川支店6,280万円、株式会社渡辺建設鏡石店5,100万円、佐藤工業株式会社郡山支店5,950
万円、株式会社オオバ工務店4,800万円、有限会社匠ハウス6,200万円、有限会社須藤建設
6,200万円、有限会社廣創建設工業6,200万円、有限会社小室建設6,300万円、株式会社加地
和組郡山支店は入札辞退となっております。

それから、工事の内容ということでございますが、工事の内容としましては、一番被害が
多いプールの天井の張りかえが1,788平米となります。こちらが全体の約60%の工事内容と
いう状況となっております。

さらに、工事の20%関係が内壁面の改修ということで120平米。こちらについては、鳥見
山側の東面の壁にひびが入ったりいろいろしておりますのでこちらの改修、さらにはガラス
の改修が4.2平米、こちらは自動ドアから真ん中辺にありますジャグジーまでの間のガラス、

さらには自動ドアの改修ということで、一番外側と補助している内側の2つについて改修予定、さらにウォータースライダーの改修ということで、外に出ています部分のウォータースライダーの3カ所について破損、ひびが入ったり穴があいたりしている状況なので、こちらの改修で約2割。

それから、当然天井の改修ということで、現在6割ぐらいの天井が落ちております。さらに、残っているものについても移動したり、今のままでは使用ができないので、全面張りかえということで査定を受けました。ということで、全部それを一たん撤去しまして再設置というようなことで予定をしております。

工事概要については以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま議案第3号のプールについては質疑が何名かからあったところでございますが、これは8月9日の臨時議会で議決した予算の中に入っていたのかなというふうに思います。広報かがみいし9月号にもその詳細が、詳細というんですか、プールの改修ということで載っていますからそれだと思うんですが、今質問が出た件について私も同感だと思いました。今日まで震災から半年経過したところですが、まず復旧することだということで、議会としては町執行が提案するものについては、細かい部分については触れることもなく、どんどん町民のために進めていこうということで今日まで進めてきました。

しかし、多くの金額がこのように動いてきている中で、今回のプールについては、年間多いときでは8,000万もかかってしまうということで、我が町の施設の中では一番経費的に問題があるんじゃないかということのを再三指摘されてきた施設でございます。

また、1番の副議長なんかは、毎回、これについては改善を要するという事で多くの案を出してきていました。そのプールに今回5,000万の修理費ということでぼんと出てきたところでございますが、内容について、ただいまお話をちょっと天井とか伺ったんですが、それらについて今まで説明が一回もなかったんですね。8月9日の議決のときもこれらについて触れていないし、先日の全協でも、説明といってもただ提案したこの文言を読み上げただけの説明ですから、説明じゃなくてこれはただ文書を読み上げているだけですから、これらについて、今度は幾つかの細部をやっぱり議員に知らせることが説明であると思います。

特に今定例会からは半数の方が新人の方でありまして、過去の経過やらあるいはその内容等については十分まだ把握されていないんじゃないかというふうにも考えられます。そういうときに、ただ単に数字をぼんと出していくのが、それで議決してくださいというのが議会であれば、大変恐ろしいことだなというふうにも思います。

それで、今聞きますとウオータースライダーも改修するとかというふうなことなんですが、以前にこのウオータースライダーについては、使用者が少ないあるいは危険性もあるということで、それについては使用をストップしているんだというふうなお話もあったんですが、今、我が町が大変な災害復旧に向かっているときに、まだそこまで、どんなふうな内容なのか私どもまだ知らされていないからわからないんですが、今早急にウオータースライダーを修理しなくてはならないような状況なのか。天井は危険ですからやらずにやらないと思いますが、その辺はどんなふうな内容でやっておられるのかお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 昼になりますが、審議を続行いたします。

質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、説明の関係でありますけれども、これにつきましては正直言って私も反省しているところです。というのは、前回の全協の中で、いろいろな事細かい内容について説明をすべきだったというふうに思っています。これは以前も、定例会における補正予算の説明のあり方、これについては事細かにしていなかったと、臨時議会の場合については全協の中で事細かく説明しておったと。そういう中で、今後、この説明の中身についてはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この建物については災害があったと、このままにはおけないと。この災害の中で、一応もとどおりに直すという今回の中身であります。

さらに、この運営に関しましては、今後、運営状況についてはこれからいろいろな面で検討していきたいというふうに考えております。

そのほかについては担当課長から説明を申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまの質問の中でウオータースライダー関係のご質問がございました。ウオータースライダーについては、建物から外に出ている部分でプラスチック製の透明になっている部分がございますが、その部分が、上から落下したものと地震によって穴があいた部分、それからひびが入っているということなので、そのところの部品を交換する、部品というかプラスチック製のものを交換するというような形で3カ所の予算でございます。額的にはそんなに大きいものではございませんが、雨の心配とか防犯の問題とか、あと外見などのことから今

回災害の査定の中で認定していただきましたので、一体的に修理をしたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第3号 鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第4号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、3名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび、現委員であります遠藤栄一氏と常松誠氏の2名の委員が9月30日をもって任期満

了となりますので、常松誠氏には再任を、遠藤栄一氏の後任といたしまして鏡石町新町175

番地在住の添田敏夫氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

添田氏は、秋田経済大学経済学部を卒業後、須賀川市役所に30年間勤務され、その間、税務課、農政課、農業委員会、市民健康課などの業務を担当されました。行政実務の経験が豊富であるとともに誠実温厚な人柄で、固定資産評価審査委員会委員として最適任者と思いますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し、新たに選任同意が求められている方についての意見を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま上程されました議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、賛成の意見を述べさせていただきます。

添田敏夫氏は、大学卒業後、須賀川市役所に勤務され、在職中は税務課固定資産税係に従事いたしまして固定資産評価業務については精通している一方、福島県にも派遣されるなど、各行政分野におきましても長年の職務経験により高い見識等を有されております。固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任であると思っておりますので、皆様のご賛同をよろしくお願ひし、賛成意見とするものであります。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） これをもって意見を終了します。

これより議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時10分

開議 午後 零時11分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第5号 教育委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第5号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第5号 教育委員会委員の選任につき意見を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります菊地清氏が今年30日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして鏡石町羽鳥51番地在住の佐藤靖弘氏を教育委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意をいただきたく提案するものであります。

佐藤氏は、専修大学商学部を卒業され、会社員として勤務する傍ら、平成10年から町体育指導員、平成19年から町体育協会会長、そして平成21年からはかがみいしスポーツクラブの会長を今日まで務められており、学校教育、社会教育に深い関心を持たれ、誠実で人柄もよく、教育委員として最適者と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し、意見を求めます。

11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） ただいま上程されました議案第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件についてでございますが、賛成の意見を述べさせていただきます。

佐藤靖弘氏は、学生時代から長距離ランナーとして勇名をはせ、本町におきましても、長年にわたり福島駅伝の選手として、また監督として多くの実績と功績を残されました。近年は、町体育協会会長やかがみいしスポーツクラブの会長として組織運営にも携わるなど、社会教育分野にも積極的に活躍を率先して実践されておる方でございます。また、一般社会におきましても企業の代表取締役を務めるなど、温厚実直にして地域の人望も厚く、教育委員として最も適任であると思えます。議員皆様方のご賛同をよろしく願いし、賛成意見とするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって意見を終了します。

これより議案第5号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時16分

開議 午後 零時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時17分

平成23年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年9月28日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課長	面川廣見君	産業課長	高原芳昭君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 委員長	菊地栄助君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 皆さんおはようございます。

2番議員、古川文雄です。

初めに、9月4日に実施されました鏡石町町議会議員選挙において初当選の栄を浴し、初の定例会一般質問に当たり、一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

このたびの選挙におきましては、身に余る多大なご支援を賜り、当選の栄を浴することができましたことを、この場をおかりいたしまして心より感謝申し上げます。

また、3月11日の東日本大震災により被災された皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災から半年が経過し、各分野における復旧・復興活動も着実な歩みを見せておりますが、今回の被害は余りにも甚大で、受けたつめ跡はいまだいえず、さらには、東京電力福島第一原子力発電所における事故による放射能関連被害も重なり、復旧・復興の道りは長く困難なものとなっておりますが、一日でも早く震災前の姿を取り戻すことを願うところであります。

今回の選挙戦で、私はきずなをテーマに掲げておりました。未曾有の大震災は、だれも経験したことのない、非常に大きな困難となり、住民の生活から日常を奪い、なおあり余るものでした。この非常に困難な状況に直面したとき、そこには、隣近所で声をかけ合い、地域ごとに手をとり合い、互いに助け合う、まさに住民同士のきずなにより困難を乗り越えよう

とする姿がありました。また、行政改革が叫ばれ、組織のスリム化が図られている現状では、町執行は地域コミュニティである行政区に頼らざるを得ない状況もあるでしょうし、逆に、行政区としても町執行が頼みの綱で、そこには互いの信頼関係、きずなの存在が不可欠であり、今後より一層強固なものにしなければならないと考えました。

町議会議員となつてはや3週間が経過し、その間新人議員研修等を受講し、改めてその職責の大きさ、重さを痛感しているところであり、正直不安もあります。しかし、私に与えられた任期4年間で地域住民同士のきずな、地域住民と町執行とのきずなづくり、そして、その強化のため一心精進に努めてまいり所存であります。何分浅学非才な若輩者ですので、ご臨席の先輩議員諸兄、遠藤町長を初めとする町執行の先輩諸兄、町民の皆々様からのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、さきに提出させていただきました通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、大きな1番、災害時における防災、災害対策計画についてですが、災害対策基本法に基づいて、各地方自治体で防災のために行われるべき内容を具体的に定めた計画として策定されているとは思われますが、町では、(1)番、「防災、災害対策計画」はどのようなになっていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） おはようございます。

ただいまの2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

災害時における防災、災害対策計画について、「防災、災害対策計画」はどのようなになっているかにつきましてご答弁を申し上げます。

町では、災害時に対応するため、鏡石町地域防災計画を策定し、その計画により、その対策を実施しているところであります。この鏡石町地域防災計画は、予防計画、応急対策計画、そして地震対策計画などで構成されております。平成9年の阪神・淡路大震災を受けまして地震対策計画を加え、その都度、町防災会議の審議を経まして見直しを行いながら、対策を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 緊急の災害時における連絡体制や情報収集、避難、衛生、その他予防、応急的な処理方法、地域との連携などが定められていることは理解いたしました。

次に、(2)番、今回の災害対策において、十分たえられ、機能する内容でしたか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

今回の災害対策において、十分にたえられ、機能するものであったかについてでございます。

このたびの震災は、1000年に一度という、これまで経験したことがない地震災害でありました。阪神・淡路大震災を経て、その都度見直しを行ってまいりましたがけれども、今回の震災対策には、この計画を基本に対応してまいったところでございます。十分にたえられ、機能するものであったかにつきましては、いわゆる未曾有の災害であった状況から、個々の分野では機能が不十分であったことも否めません。今後の見直しにつきましては、しっかりと検証した中で対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 本部と各行政区の避難所、あるいは現場との連絡手段は確保されていたのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 各避難所、さらには本部等の連絡関係でありますけれども、ご承知のように、災害当時につきまして、いわゆる電話回線が不通になったという、これも想定をしておらなかった通信回線のトラブルと思われましたが、その後回復した中では、防災無線等を中心に連絡・連携をとりました。また、県との連絡につきましては、当初連絡が若干途絶えたところがありますけれども、それらもすぐに復旧いたしまして、それらの通信連携がとれたところでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 地域防災計画に定められたとおりに進められたとは思いますが、この内容につきましては、各代表者等による見直し等が行われるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問でございますが、先ほど防災計画の中でも申し上げましたように、しっかりと検証した中で見直し等を実施してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 災害当初は通常の応急対応ではおくれがちとなり、それを上回る対応が求められているため、住民と行政とでは対立関係が生まれてしまうと思われま。地域の若者や女性の意見を反映させる協働の活動が必要ではないかというふうに考えます。

そこで、（3）番、行政だけに頼るのではなく、地域住民も一体となり活動することが重要と考えておりますが、町として、地域が果たすべき役割についてどのように考えておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ご質問にご答弁を申し上げます。

議員がおっしゃられるように、地域防災が果たす役割は大変重要であります。防災の基本は自助・共助・公助と言われております。自分の命は自分で守ることが基本でございますが、その次には、地域防災の役割が大変重要でございます。地域の自主防災組織や消防団は中心的存在でありまして、今回の震災においても、その役割を果たされたと考えております。今後とも、行政における防災体制はもとより、地域防災についてもより充実していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今回の大震災における各対応行動について検証と反省を行い、それを踏まえた各種計画を修正し、町民参加による実践的な防災訓練等の実施を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 今後、防災計画を策定する中におきまして、ただいまのご意見にもありましたけれども、地域の方々のご意見等を踏まえた中で、災害計画等は見直していかなければならないと思います。また、防災訓練等につきましても、今回その必要性が十分考えられましたので、今後それらの事業につきましても取り組んでいくように考えてまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ぜひ、町でしかできない、コンパクトで実践的な防災訓練が全町的に行えるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、大きな2点目の災害復興へ向けた町の将来ビジョンの策定についてですが、震災後、地震、原発事故、風評による被害、復興の行き先は厳しいと思われませんが、現状の防災計画と将来の町のビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

(1) 番、災害復旧・復興を、①応急的な対応、②当面の復旧対策、③本格的な復旧対策と考えた場合、半年が経過した現在、どの段階ですか、今後どのように進める計画ですか。

まず、1つ目として農業分野ですが、農業者は土と水があつてこそ経営と暮らしが成り立ちます。この震災により、農地の破損、ため池、農業用水路の損壊、農業用施設の損傷など、大きな被害を受けました。さらには、原子力発電所事故の風評被害、出荷制限や出荷自粛など、農業被害は苦悩と言えるでしょう。そこで、矢吹原土地改良区で管理運営されている羽鳥用水の被害状況と対策、さらには、農地・農作物の被害の現状と対策についてお聞きします。

次に、道路分野ですが、農道、町道並びに歩道の陥没や崩落など多大な被害がありますが、その整備状況と対策についてお聞きします。

次に、日常生活に直結する上水道・下水道分野についての現状と対策について、また、図書館や町民プール等の公共施設の現状と対策についてをお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（高原芳昭君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

災害復興へ向けた町の将来ビジョンの中で、農業分野というお尋ねでございまして、まず初めに、羽鳥用水の状況と対策ということでございますが、このたびの震災によりまして、国営白河矢吹地区の羽鳥ダムかんがい用水路、隈戸揚水機場が被災いたしました。羽鳥ダムは、堰堤天板及び堤体下流面に段差、亀裂等が発生、堤体の安定性が損なわれ、ダム管理に障害を来しているとの報告であります。かんがい用水路につきましては、パイプラインの漏水、附帯する分水孔等の包蔵物の隆起、沈没及び管理用道路の亀裂、沈下等が発生いたしまして、農業用水の通水が不可能となってしまいました。

これらによりまして本町においても影響が生じ、水田作付におきましては、全体の約2割程度の作付状況となってしまいました。対策であります。これらの復旧につきまして、直轄事業、いわゆる久来石方面から4号線横断箇所の構造物までが直轄区域でございまして、そちらにつきましては、東北農政局のほうで事業を着手しております。さらに、形状、こちらにつきましては、鳥見山公園までの区間でございまして、こちらにつきましては災害補助の査定が終了し、現在発注の準備中であります。

次に、農地の地割れ、のり面崩壊の状況と対策ということでございますが、こちらにつきましても、このたびの震災によりまして多くの農地等に被害が発生いたしました。現在も被

災箇所の報告を受けているところであります。こちらの復旧につきましても、大規模災害につきましても、補助災害で申請したところでありますが、補助該当にならない小規模災害につきましても箇所数が大変多いことから、地域の環境保全団体等での復旧を行っていただくよう、関係行政区長、久来石、笠石、鏡田、高久田、成田、豊郷、仁井田区に環境保全団体がございしますが、そちらを通しまして現在準備を進めているところであります。

次に、農産物の風評被害の関係でございますが、町では、風評被害対策といたしまして、町の農産物の安全・安心をPRするために、安全・安心シールを作成いたしました。各農家が出荷・販売の際に箱などにシールを張るなどのアピールをしております。また、観光協会の事業主体によります首都圏での農産物の販売促進も行ってきたところであります、今後も計画的に実施をしていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 2番議員の大きな2番の（1）の②の中の道路分野についてのご質問にご答弁を申し上げます。

道路や歩道の災害復旧につきましては、震災以降、歩行者や自動車の安全な交通を確保するため、随時敷砂利やアスファルト舗装により応急的な対応をしてきたところでございます。本復旧につきましては、被害が大きい箇所については災害復旧の補助事業により対応することとしており、町道関係では79カ所について国の査定が終わり、現在は発注に向けて設計図書等の準備を進めております。10月の中旬ごろから順次工事を発注していく予定であります。歩道についても、道路と一体的に整備予定であります。農業施設災害としての農道関係については、9カ所について国の査定が終わりましたが、その他の農地債については10月の2週目の週まで査定がかかることから、今後は、鋭意工事発注に向け事務を進めていきたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷信行君） おはようございます。2番議員の質問にお答えしたいと思います。

復旧経過と今後の計画ということでありますが、公共下水道、上水道ということでございます。

まず最初に、上水道のほうから答弁させていただきたいと思っております。

このたびの震災によりまして、上水道施設については甚大な被害が生じまして、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。しかし、4月8日からは通常の給水を行うことができましたところでございます。

今回の被災によりまして、旭町浄水場の配水施設、それから町内全域の配水管及び給水管

の被災については応急工事を行ったところでございまして、160件ほど行いました。現在については、仮設給水で行っている箇所が3カ所ございまして、1カ所についてはサカサ池周辺、それから、2カ所目が牧場周辺、3カ所目が旭町周辺ということで、3カ所ございます。それから、道路の被災により配水管が復旧できない箇所ということで、これにつきましては2カ所ほどございます。これは蒲之沢池周辺、それから岡の内地内の団地の周辺ということで、約5カ所があります。この5カ所につきましては、現在国の査定を受けている段階でございまして、査定後、速やかに本復旧を行うという予定をしております。復旧の時期につきましては、道路、下水道、ため池の災害復旧事業と十分な調整を図りまして、復旧事業を進めてまいります。

次に、下水道の災害工事についてご答弁をします。

3月11日の地震から、道路管理者と整合を合わせながら路面復旧等を行いました。マンホールの突起についてはバリケード等を使いまして安全確保をしたところでございます。それから、管のたわみの箇所につきましては、マンホールに汚水が停滞しておりますので、定期的にくみ取りを行いまして対応したところでございます。また、下水道管が被災が大きく、道路等の陥没している箇所につきましては、仮設の下水道を布設して対応してまいりました。これによりまして、下水道の使用を現在制限している箇所はございません。

現在は農業集落排水施設、それから公共下水道施設につきまして、国の査定が完了しました。現在実施設計書を作成しております、工事の発注準備に入っております。査定の内容につきましては、集落排水につきましては被災した300メートル、公共下水道については雨水管で140メートル、それから汚水管で9.4キロほどございます。これにつきましては、道路管理者と協議をしながら、工事を順次発注したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ④の公共施設等の対応についてご答弁を申し上げます。

公共施設等につきましては、全般的に応急的な対応は完了しております。また、当面の本格的な復旧対策につきましては、今回の補正予算等を含めまして対策工事発注が可能となったため、早期に完了するように努めてまいりたいと思います。また、町民プールにつきましては、ご承知のように本定例会で契約締結のご議決を賜りましたので、早期に着手しまして、早期の開館に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 本格的な復旧を進める上で、住民の意見を反映させることのできる復興会議的な町民が参加できる話し合いの場を設け、一日でも早い復旧をなし遂げ、震災前の

日常生活を取り戻せるよう進めていただきたいというふうに思います。

次に、大きな3番、東京電力福島第一原発事故に関わる放射能問題についてですが、私も小さな子供を持つ親としてお聞きします。

(1)番、放射能は人間の細胞に含まれる遺伝子を傷つけることがあるため、浴びる量が多いとがんになる可能性が高くなると言われていますが、鏡石町においていわゆるホットスポットと呼ばれる、周辺より放射線量の数値の高い地点はありますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） それでは、ただいまのホットスポットにつきましてのご質問にご答弁を申し上げます。

ホットスポットにつきましては、面的な側面、または点的な側面をとらえて言われておられます、使い方もさまざまな場面で使われている状況でありますけれども、いわゆる局地的に何らかの高い数値が出ている地域というようなとらえ方で申し上げますと、これまでの計測の結果におきましては、放射線量が周辺よりも特別に高いという地域は確認されておられません。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、(2)番、通学路の放射線量の測定を行う予定がありますか。また、学校校舎の除染作業を行う計画はありますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） おはようございます。

2番議員の3の(2)のご質問にご答弁申し上げます。

放射線量低減対策計画の外部被曝対策として、毎週金曜日に通学路の放射線量を計測し、町のホームページに測定結果を掲載しているところでございます。計測場所につきましては、通学する児童・生徒が多いと思われまして町内の10カ所を選定いたしまして、歩道上、側溝、歩道付近の土の上の3点について、地上高1センチ、50センチ、1メートルの部分について計測してございます。

学校校舎の除染につきましては、各学校等において、壁、側溝等の高圧洗浄機による除染等に取り組んでおり、継続的に今後も取り組んでいきたいと考えております。また、表土除去工事につきましては、鏡石幼稚園の園庭等を8月末に実施いたしました。その他の学校等についても、表土除去工事を発注、もしくは発注計画を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 通学路の放射線量及び環境放射能の測定結果については、防災無線等を利用して随時情報提供をしていくべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

現在は、先ほど申しましたように、町のホームページによって状況を知らせる形をとっておりますが、今後検討させていただきます。必要に応じてよりよい周知の方法を考えていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、（3）ことしの4月以降で小・中学校の児童・生徒の転校状況はどのようになっておりますか。また、近隣市町村と比較して転校割合が多いのか少ないのか、お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員の3の（3）のご質問にご答弁申し上げます。

9月20日現在で平成23年4月以降の小学校における転入児童は19名でございました。そのうち7名が東日本大震災関係による転入児童でございます。中学校における転入生徒は5名ございました。そのうち3名が東日本大震災関係による転入生徒となっております。また、平成23年4月以降の小学校における転出児童は22名おりました。そのうち13名が東日本大震災関係による転出児童、中学校における転出生徒は6名でございます。うち4名が東日本大震災関係による転出生徒となっております。

他市町村との転入・転出の比較でございますが、どの市を、あるいはどの地域と比較することになると大変難しいのですが、鏡石町としては、数字的にはそれほど多い転出入があるというふうには考えてございません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 他市町村からの児童・生徒の受け入れ等を随時考えておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、原発の関係で避難をして鏡石町に入っている市町村ですが、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町のほうから児童・生徒が転入してきております。今後も希望される児童・生徒の皆さんについては、何ら障害になるものはございませんので快く受け入れていきたい、そのように考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） ぜひ、少しでも児童・生徒の数をふやせるよう努力していただきたいというふうに思います。

次に、（4）番、児童・生徒が体育の授業、部活動等での外での活動について、放射線に関する問題をどのように考えておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員の3の（4）のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の小・中学校の校庭の放射線量なんですけど、9月15日現在、地上高50センチで、第一小学校が0.252マイクロシーベルト、第二小学校が0.278マイクロシーベルト、地上高1メートルで中学校が0.337マイクロシーベルトとなっており、国の基準、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方にある3.8マイクロシーベルトを下回ってございます。

しかし、できるだけ児童・生徒における放射線量を減らしていくという基本から、1日の屋外での授業については3時間以内に限定してございます。また、雨天時や強風の気象条件等により、必要であれば、屋外活動から屋内活動に切りかえを実施してございます。なお、中学校の部活動については、特に制限は設けておりませんが、気象条件等により活動を控えるなど、状況を見ながら活動を行っているところでございます。今後、校庭等の表土除去や高圧洗浄機による放射能除染を実施するなど、放射線量の低減化を随時図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） それらの問題についてですが、保護者、児童・生徒に対し屋外活動に対しての意思確認はとられておるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 屋外での活動の状況につきましては、園長会、校長会等を通してながらこの数値を示したところでありまして、各園、それから学校において、ご父兄の皆様にご理解をいただいているものにとらえておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 放射能汚染や今回の大地震に対してトラウマを持つ子供たちも非常に多いと思いますので、メンタルヘルスが非常に重要だと考えております。ぜひ、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

次に、（5）番、今ほど述べさせていただきましたが、これからの鏡石町を担う子供たちの将来を見据えた取り組みについて、現在の対応、今後の対応についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。（5）番のご質問にご答弁申し上げます。原発事故の発生に伴いまして大量の放射性物質が福島県内の広い範囲に拡散しまして、県内、さらには町民生活への不安、さらには風評被害によります経済活動にも大きな影響が出ております。

町としましての現在までの対応、さらには今後の対応をどのように考えているのかということでもありますけれども、1つは、これまで、先ほど教育長のほうからも答弁しましたように、通学路の放射線量の測定をしているというのが1点であります。さらには、学校等の敷地内、これについても、ホットスポットがあるかどうか、こういったことについても調査をしながら、随時保護者と子供さんにもお知らせをしているという状況にあります。これらについても、先ほどご質問ありましたように、公表のあり方、こういったことも含めて、広く公表していきたいというふうに考えております。

さらに、町としましては、原発事故が発生したその月、3月29日において、町独自の土壌調査等を行ってございます。これは、いわゆる農地の土壌、さらにはため池も含めて、そして、学校等については一小と二小について土壌調査をしました。これは、文科省の基準であります表土5センチということでの調査をしてございます。これに基づきまして、第2回目の調査については、8月24日にしました。これについては、保育所、さらには幼稚園、幼稚園については民間の幼稚園も含めまして、してございます。さらには、中学校を追加して、これについても公表をしたということでもあります。この中身については、ヨウ素については、

第2回目については検出限界以下、さらには、放射性セシウムについては、中学校と町の幼稚園、さらには町の保育所については1キロ当たり99から610ベクレルが検出されたということでもあります。それ以外については、検出限界以下ということでもあります。

放射線量については、他市町村と比べ低いのですが、安全・安心とは言えない状況にあります。そういったことから、放射性物質からの不安を解消し、原発事故発生前の環境に戻すための対策については、これからいろいろな面で続けてまいりたいというふうに考えております。8月の臨時議会におきましても予算化をしまして、既に学校、幼稚園、保育所、そういったものの表土除去、さらには校舎・園舎の除染、通学路の除染、その他必要とされる除染に随時対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 子供たちの健康を第一に考え、各種環境整備に努めてもらうよう、よろしく願いいたします。

最後となりますが、これまで発生した瓦れきの量ははかり知れないほどの量と思いますが、4番、瓦れき処理について、（1）番、現在行われております瓦れき処理はいつごろまで行う予定でしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） おはようございます。

2番議員の質問にお答えいたします。

現時点では、終了する時期を明確に決定してございません。家屋の解体の状況や収集されました瓦れきの処分の対応などの状況を総合的に勘案し、今年度中の収束を基本としながらも、来年度も引き継ぐべきか等の判断を決定していきたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 町内の損壊家屋の状況を確認しつつ、町民の声を聞きながら終期の決定を行うようお願いいたします。

（2）番、鏡石町で発生した瓦れきの搬出先の受け入れ状況はどのようになっていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

仮置き場に集められた瓦れきにつきましては、リサイクル処理を基本としております。そこで、品目別に対応しておるところであります。ガラス類につきましては、当初から須賀川地方衛生センターへ、また、最近になりまして、今月から石こうボードにつきましても須賀川地方衛生センターの処分場に搬出しております。また、木くずや建築廃材、廃プラスチックや畳類につきましては、民間の中間処理施設において破砕処理を行いまして、発電所等の燃料として使用されるようなリサイクル方法となっております。また、同じくコンクリートブロックや金属くずにつきましても、民間の中間処理施設を利用しまして破砕処理を行って、再生骨材という形での利用となっております。しかしながら、かわらや残土につきましては再生利活用が進んでおりませんので、現時点のままに、搬出されていない状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、（3）番の、受け入れ先の状況によっては、須賀川市管内において新たな処理場の建設等を検討されているのですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

ただいまお話ししましたように、瓦れき等を含めましてリサイクル処理が中心となっております。リサイクルできないものは、最終的な埋立地として処分されますが、鏡石町が加入しております須賀川地方衛生センターの処分場は、現在決して十分なストック容量を確保している状況にはございません。しかしながら、現時点におきましては、センター管内での新規処理場の建設についての動きはございません。なお、リサイクルの動きとともに、ごみ処理に関する新技術の進展等の中で、最終処分に関する何らかの動きが中長期的に検討される時期にあるというふうに、町としては考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 須賀川市、天栄村では検討されておるようですので、鏡石町でも考える必要があるのではないのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

先ほどお話ししましたが、現状の中では確かに十分なストックはされておられませんけれど

も、鏡石町としても、今後の動きの中で、最終処分に関する何らかの中長期的な検討をしていく必要があるものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 最後に、地域を守りつつ、暮らしと営みのバランス、新たな発想を取り入れることも必要だと思います。地域に住む方々の声を集結することが重要であり、話し合いを通じて新しい鏡石町の復興を目指し、微力ではありますが全力で取り組む所存でありますので、よろしく願い申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、改めましておはようございます。

5番の小林政次でございます。

初めての一般質問をさせていただきます。

初めに、このたびの大震災並びに台風15号で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、議会に送っていただきました町民の皆様方に、改めまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、3月11日の大震災により、鏡石町は大変な被害を受けました。町の報告によりますと、家屋では全壊231棟、大規模半壊を含む半壊が798棟、一部損壊1,656棟、そのほかを含めまして3,038棟と甚大な被害でありました。これ以外にも、公共施設や道水路、学校、上下水道等が被害を受け、さらに原発事故が長引く等、影響は大なるものがございます。これに追い打ちをかけるように、9月21日夜半から22日未明にかけての台風15号による被害であります。このような状況の中で、鏡石町の復興を図るためには、震災前の姿に早く戻すことが急務であると考えております。幸いにも、8月の2回の臨時議会で32億5,000万円余の大型補正予算を組んでいただき、感謝申し上げているところであります。

そこで、質問に入らせていただきます。大体が2番議員の質問とも重複しますので、簡単に質問したいと思います。

1番、大震災・原発事故からの復興と再生可能エネルギーの推進についての（1）災害対

策予算は被害総額に対し何%の割合か、また、今回の補正予算の完了を含めた実施時期はいつごろかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、（1）災害対策予算の関係であります。被害総額に対して何%の割合かというご質問でございますけれども、現時点での被害総額につきましては約67億7,000万円でありまして、今回の補正予算によりまして全体の58.8%、39億8,000万円となっているところであります。今回の補正予算の完了時期を含めた実施時期についてでございますけれども、今回の補正予算に計上させていただきました3億2,500万円ほどのうち災害対策事業分が2億3,200万円ほどございます。いずれの事業にありましても、今年度内の完了を予定しておりますので、工事請負等につきましては、早期発注に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、（2）の震災前の姿に早く戻すための復旧工事は何年くらいを考えているかについてお伺いしたいと思います。

これにつきましては、先ほども申し上げたとおりに、震災前の姿に戻すことが急務でありまして、今はマイナスの状況でございます。それで、ゼロに戻して、それから、ゼロからの復興という形になりますので、なるべく早く復旧をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） （2）番のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど総務課長のほうからも、補正予算の実施時期ということでの年内ということもありましたけれども、国の補助対象となりますいわゆる土木災害、さらには上水道災害、農地災害等につきましては、現在、農地災害の一部を除きまして、国の査定が終わったところであります。これにつきましては、各所管省庁の査定額を基本としまして、継続、繰り越しも含めて2年以内の完了を予定しております。

ただ、災害の単独事業、これにつきましても早期発注に努めてまいりますけれども、この事業につきまして、内容によりましては2年以上の期間を要するものがあるというふうに考えているところであります。しかしながら、いずれにしましても、主要部分については年内で完了できるような、そういった中身にして、これから取り組んでまいりたいというふうに

考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁がありましたように、2年以内におおよその復旧をする。少しは2年以上かかるということですが、なるべく早くお願いしたいと思います。

次に、（3）災害対策予算の線量低減化活動支援事業で、食品等の放射線量を測定する機器購入とありますが、購入時期と台数、1台の金額は幾らか、また測定対象は何かについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） 5番議員の質問に答弁させていただきます。

お尋ねの線量低減化活動支援事業は、県の補助事業として、子供たちの生活空間の放射線量を低減させることを趣旨として取り組むものでありまして、事業の実施は町となります。その要綱の中では、放射能濃度測定器の購入といたしまして、1台分200万円が認められ、予算化しておりますが、県において一括購入し、その経費を市町村が支出するという形態で購入することになります。県が一括購入予定の測定器は、飲料水や農業製品等の食品、建築材料、金属、スクラップ等の放射能セシウムを測定できる機器を予定しているとのことですが、購入できる時期や金額等の詳細内容については県からの情報が入っておりませんので、現段階では未定となっております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、皆さんが非常に放射線の値等が興味がありますので、速やかにそれを購入しまして、いろいろな飲食物を含めまして、そういうものを測定していただきたいと思っております。

次に、9月14日の阿武隈時報の町長のインタビューに「ライフラインの復旧はある程度の道筋が見えてきた。これからは放射能からいかに町を守るか、震災前の鏡石を取り戻すために徹底的な除染活動が必要になる」との力強い言葉が載っていましたが、それに対しお尋ねいたします。

（4）今までに実施した除染箇所と今後の計画はどのようになっているか。また、校庭等の表土を除去した場合の最終処分はどのように考えているかについてお伺いいたします。これにつきましては、2番議員とかなりダブっておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 5番議員の1の（4）のご質問にご答弁させていただきます。

放射線量低減対策といたしましては、幼稚園、学校におきましては、定期的な線量調査、それから、壁、側溝等の高圧洗浄機による除染等に取り組んでおりますとともに、表土除去工事につきましては、鏡石幼稚園の園庭等を8月末に実施、その他の学校等についても表土除去工事を発注、もしくは発注計画を進めているところでございます。

除染に伴って生じる土壌等の処理につきましては、長期的な管理が必要な処分場の確保は国が責任を持って行うこととしておりますが、処分場の確保が進んでいませんことから、仮置き場として、校庭や園庭の一角を掘削し、除去した土を仮埋設したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 次に、現在放射能から子供を守るために、両親、特に母親は非常に苦慮している状況でございます。聞くところによりますと、一部では単身赴任状態の家庭もふえていて聞いております。これからの鏡石町を担う若い世代が少なくなれば、活気がなくなり、町の活力も衰えてくるのは目に見えております。特に、若い方は日常の食事に大変神経を使っていると聞きます。（3）とも関連があるかと思いますが、そこでお尋ねいたします。

（5）学校給食等食材の考え方と検査等の対応について。

①保育所、幼稚園、小・中学校における給食食材の放射線の影響に対し、保護者から寄せられている相談等の状況と対応についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 学校給食に対しまして、保護者の皆様から寄せられている相談等の状況はというおただしでございますが、答弁させていただきます。

国では、農林水産物等の放射能の測定を、県内の主な生産地で定期的に、サンプリングとして市場に出回る前に検査をしており、基準値を超えた農林水産物については出荷制限をしております。学校給食の食材については市場に出回ったものを使用しておりますので、国の安全基準は満たされておりますが、安心を得られないといえますか、心配な保護者の方々からは、学校給食の食材をすべて県外産のものを使用してほしい、あるいは、学校給食用の牛乳は県内の製造業者なので県外の製造業者に変更してほしい、また、弁当を持たせてほし

い等の要望を電話等でいただいております。

国で測定しておりますモニタリングの結果について説明をし、ご理解をいただいているところでございますが、安心を得られない保護者の声にこたえるために、緊急的な対応といたしまして、学校給食の目標の観点から、今まで個別に対応してまいりましたアレルギー疾患の幼児・児童・生徒と同様に、2学期から個別の事情に応じた対応としたところでございます。なお、個別に対応した児童・生徒等がいじめの対象にはならないように、学校には十分その部分についての配慮をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 今の関連でございますが、相談等が、多分電話とかいろいろあったと思うんですけども、その件数等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 相談の件数、数字的なものはカウントはしていなかったのですが、相談に応じて、できるだけ安心という部分で、丁寧な対応を今までしてまいりました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 次に、②保育所、幼稚園、小・中学校における給食食材の放射線線量測定の考えはあるのかについてお伺いいたします。

先ほど、国等の検査で、国の安全基準内である食材を使っているということでございますが、今問題になっているのは、安全基準が、ほかの外国と比べるとかなり高い基準であるというのも聞いておりますので、町独自で放射線量測定の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 給食食材の放射線線量測定の考えはあるかというおたただしですが、ご答弁申し上げます。

前のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、学校給食の食材につきましては市場に出回る前に検査をしており、国の安全基準は満たされていると考えてございます。国や学校給食の食材を取り扱います財団法人学校給食会でも、精米、県産物資、取り扱い量が多い物資について放射能の測定を実施しておりますので、現在のところ放射能線量測定は考えてござい

ません。なお、鏡石幼稚園では民間からお弁当をとっておりますので、同様に考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、放射性セシウムは30年で半減と言われております。それで、先ほどの答弁にもありましたように、3月と8月の土壌分析結果では、農地の耕起は大分減っていますが、不耕起では余り減っていない状態であります。

そこでお尋ねいたします。（6）農地の除染の考え方についてお伺いいたします。

これにつきましては、現在農業の方は風評被害等で、例えば、果樹等の生産農家は昨年の売り上げよりもかなり減っているということもございますので、農地の除染の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（高原芳昭君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

農地の除染の考え方ということでございますが、大震災の後、原発事故によって農地が汚染されているのはご存じのとおりであります。この農地から放射性物質を取り除く方法といたしましては、3つの方法が農林水産省より指針が発表されております。第1に表土の削り取り、第2に農地を深く耕して表土の放射性物質を土中に埋め立て拡散させる反転耕、第3に水で表土をかき混ぜて泥水を排出する方法等が出されております。農林水産省の実証実験におきましては、第1の表土の削り取りが最も効果的であるという報告がされておまして、深さ4センチまで削り取ると、土壌1センチ当たりの放射性セシウム濃度が75%の低下と。泥水の排出では36%、反転につきましても一定の効果があったとの報告がなされております。

しかしながら、農地の除染につきましては校庭等の表土を削るようには容易ではないことなどありまして、また、どこまで下げれば安心なのかという明確な数値が、国よりの指針が示されておらない状況もありますので、町といたしましても、今後国・県の指導を仰ぎながら検討をしていきたいということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、放射能汚染が長期間にわたっている現状では、なかなか復旧も難しい状態です。もう福島県に原発は要らないという声が多く聞かれますが、私も同

感でございます。そこで、原発をなくすためにも再生可能エネルギー、特に太陽光発電システム等を全世帯に設置できるよう推進しなければならないと思っております。そこでお尋ねいたします。

(7) 太陽光発電システムの普及推進について。

①補助基準・補助単価、予算額は幾らかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

お尋ねの太陽光発電システムにつきましては、今回の震災にかかわらず、以前から地球環境に優しいエネルギーの導入を促進するというので、住宅用太陽光発電に対する取り組みとしての補助制度を21年10月から導入しているもので、現在3年目を迎えております。町内に居住している方、または居住しようとする方で、その住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象といたしまして、現在1キロワット当たり3万円を補助し、補助の上限を3キロワット9万円としております。そこで、現年度におきましては270万円を予算化している状況にあります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 22年度に補助を受けた人に聞きますと、1キロワット7万円で上限が21万円とのことであります。それに比べまして、現在は補助額が低くなっていますが、②補助単価等を引き上げて、もっと普及推進を図るべきではないかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご指摘のように、補助制度導入当初におきましては、1キロワット当たり7万円を補助といたしまして、上限を3キロワット21万円としておりました。導入経費も近年低価格化してきていることや、県内市町村の補助額の状況などを総合的に判断し、現在の3万円という金額設定となっております。

なお、震災前の本年度の当初予算では、新築住宅や転入者、さらには町内業者施工による太陽光発電システムにつきましては補助のかさ上げを予算化しておりましたが、この震災によりまして復興資金を捻出すべく、予算の減額をした経緯がございます。また、今後の補助額の決定等につきましては、町の財政状況を含めた中で検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、補助の単価等の引き上げにつきましては、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、2番、体の不自由な人や高齢者、単身世帯等弱い立場にある人への福祉の充実についてでございますが、現在、乳幼児と保護者を対象にしたつどいの広場等があり、若い母親たちのコミュニケーションの場として大変好評であります。しかし、体の不自由な人たちやその保護者が悩み事を共有できる場が非常に少なく、各個人が一人で悩んでいると聞いております。そこで、お尋ねいたします。

（1）コミュニケーションの場としての福祉バージョンの集い等の創設は考えていないかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

これからの社会生活の中で、体の不自由な方、あるいは高齢者等の社会的弱者と言われる方々が住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域社会全体で支え合い、自立を支援することが重要であると考えております。交流ふれあいの場の拡大も重要な施策でありまして、高齢者福祉計画や障害者計画にもそれらの記述もありますので、ご意見を参考といたしながら、地域協働の中でその施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、今の答弁のとおり、地域全体での取り組み、それらの推進をお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでとします。

休議します。

休議 午前11時09分

開議 午前11時09分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 第1回定例会の3番目の発言を許されました、1番議員の円谷寛でございます。

今月4日の町議選で半数の新人議員が当選をされました。これは、町にとっても非常に画期的なことだと思います。12年前も6人の新人議員が当選をしたんですけれども、このときは定数が16人ありましたから、比率からいうと今よりはるかに低かったと。今回は半数が新人で入れかわったということでございますから、新人議員の皆さんは、ぜひ議会に新風を送り込んでいただいて、議会の変革に大いに力を発揮してもらいたいものだというふうに思っています。

そのように、半数の議員が入れかわったということでございますので、私もちょっと自己紹介をさせていただきたいと思います。私は、今回の選挙で7期目の町会議員にさせていただきました。昭和の時代からやってきたわけですが、最古参議員になったのは今回が初めてでございます、この間、この質問で96回の一般質問になります。私は、定例会において一般質問の通告をしなかったということは、ただの一度もございませんでした。

ただ、それにしても数字が足りないのではないかというふうに思われる方がございますが、これは、1つは、初めての任期のときの折り返し時点で、私らは入っていなかったんですけれども、当初、議長を2年交代でやると言ったのを、片方のグループがそれを破ろうとしたということで、1回6月の定例会が流会をしております、議会がなかったということが1回ございまして、もう1回は、これは本当にぎんきに耐えないのですけれども、通告期限が1週間も繰り上げるということで、これは議論しろということで私は通告書の提出を保留していたんです。10分ぐらいおくれて、でも、かなりいじめられ続けてきましたから、これは何を言われるかわからないと思って、事務局に通告書を出しました。そうしたら、一応局長は受領したんですけれども、後から郵便で送り返されてきました。これもまた地方議会史に聞いたことのないようなことでありまして、大変議会の汚点ではないかというふうに思っています。私の一般質問は、このように、多数派の嫌がらせ、そういう中で96回を数えたということでございます。

私は、今まで6期もやってきて、ほとんど役職からも外されて、あるいは町の功労賞とか特別功労賞ももらっていないということで、何か悪いことをやってきたんではないかというようなイメージがありますし、選挙など、反対派によってそういう宣伝をされておりますけれども、私は悪いことをやったためにこういうことをしたのではなくて、むしろ正しいことを主張してきてこのようにやられてきたということを断じて明らかにしておかなくてはなら

ないというふうに思うんです。

実は、私の懲罰というのは、大変議会の歴史にとっても恥ずべきものでございまして、私は悪いことをして懲罰を受けたのではなくて、悪いことをした議員がいたのでそれを追及した、それを議長がやめろと言った。たくさんの傍聴者がいる中で、そういうものを追及して発言しているのに、議長にやめろと言われてたってやめるわけにはいかないということでやりましたらば、議長の指示に従わなかったということで懲罰を食らったわけございまして、今でも私はこの懲罰は不当だったとふんまんやる方ないと思っていますし、当時そういうごまかしをやって、宅地の建物の建っているところで転作証明をもらったり、稲をつくってあるところで転作奨励金をもらった人が、功労賞も特別功労賞ももらったり、議長に今ついていると。そういう中で、不当な差別をしてきたということ、私は鏡石町の議会の歴史の上で恥ずかしいことだというふうに思っております。そういう不正と精いっぱい闘ってきたということが、私の今までの議員の活動の歴史でございまして、とにかく、前木賊町政の16年の町政の不正と一番闘ってきたのが私の……

○議長（渡辺定己君） 1 番議員、そろそろ質問に入ってください。

○1 番（円谷 寛君） そういうことございまして、その辺は誤解のないようお願いをしておきたいわけでございます。

さて、6月定例会から3カ月と少したったわけですがけれども、この間、大変国内外の動きが激動の連続でございました。2年前、国民の大きな期待を受けてスタートした民主党政権ですがけれども、2人目の首相だった菅直人氏も大変行き詰まりを見せまして、3人目の野田佳彦氏が首相の座につきました。初めのころは、政権交代の国民の期待も大きかったんですがけれども、最近は大変冷めてまいりまして、だんだん自民政権と余り変わりがないんじゃないかという声も非常に強くなっているこのごろでございます。東日本大震災の復興と福島原発事故の収束を最優先の課題とするということにだれも異論のあるはずもございません。全力を挙げて、その2つの課題に取り組んでいただきたいと思いますや切でございます。

ところが、この野田政権、スタート直後に鉢呂経済産業大臣の失言で、私は失言かどうかは非常に疑問なんですけれども、辞任をするというハプニングがございました。これをマスコミは非常におもしろ半分に取り上げているわけですがけれども、これはおかしい、そういうふうに思うんです。大体、あの双葉の原発の地元に行って、今人一人住んでいない町でございまして、これは、全く鉢呂大臣が言うように死の町と言って過言ではないと思うんです。なぜその発言がこのように攻撃をされるのかは私も理解できない。言葉狩りというものが、ジャーナリズムの中で非常に強い状況にあるんじゃないかというふうに思うんです。

むしろ、私は、政治の役割というものは、はっきりと、この原発の周辺何キロメートル以内はもう人は住めない、家や土地は東電に買い取らせて、新天地で新しい家をつくって生活

をスタートしてくださいと、こういうことを正直に言うべき時期に来ているんだろうと思うんです。例えば、チェルノブイリ、4月26日で丸25年たちましたけれども、その30キロメートル以内は、いまだ一人住んでいないんです。当分住めない、こういう状況にあるわけでごさいますて、まして、我が福島原発は、まだまだくすぶり続けている、毎日たくさんの放射能をあの原発の中で排出をしているわけですから、もっとひどいというふうに言っても過言ではないと思うんでごさいます。

もう一つ、鉢呂前大臣の記者に放射能を移したと言ったことが大変批判的にやられていますけれども、こんなのは、まさに大人のジョークではないか。そんなジョークを度量が狭く、我々は厳しく、大臣をやめさせるような理由になるのかということ。日本の政治家はユーモアがないなんて言われていますけれども、そんなことばかり繰り返していたならば、とてもユーモアもへちまもないというふうに思うわけでごさいます。

この3カ月の間、私もさまざまな体験をしてまいりました。まず、ことしの原水爆禁止大会は福島大会から始まりました。いつもは広島大会で始まり長崎大会で終わるんですけども、ことしは特別に福島で原水禁の大会が行われました。私はそこに参加をしてまいりましたが、その場所に参加をした、前から知り合いだった大阪の市会議員がぜひ案内してくれというので、飯舘村とか南相馬市を案内してまいりました。飯舘村は、かつて見たような美しい田園風景は全くなく、雑草が生い茂って大変殺伐とした風景でごさいました。その中を物々しい警備のパトカーが絶えず往復をしておりました。さらに、南相馬市の海岸近くへ行きますと、何トンもある大きなテトラポットが内陸はるかへ流されてきているのを目にして、津波というもののエネルギーの大きさというものを改めて感じてまいりました。

9月18日、たまたまこの日は満州事変が勃発して80周年目の日ですが、私は「10万年後の安全」という映画を見てまいりました。今フィンランドに建設中の核廃棄物の処分場めぐって、この映画は、学者や建設業者、さらにはジャーナリスト、あるいは映画のプロデューサーなどが、熱心に討論を繰り広げている映画でごさいました。10万年、どうやって廃棄物を埋めたところをほじくり返されないで済むのかということを討論しているんです。今まで地上には1万年を過ぎた建造物はない。さらに、言葉も、1万年も2万年も変わらなかったことはない。そういうときに、例えば石碑に刻んでも、その言葉が果たして理解されるのか、あるいは、大変放射性廃棄物というのは貴重な金属で密封するわけでごさいますから、これは大変貴重なものだということではじくり返されて、人々を危険にさらすのではないか、こういうことを熱心に議論をしていることでごさいますて、我々は10万年も保管をしなければならぬような廃棄物を毎日原子力発電というもので作り出しているということに対して、もう少し危機感を持っていいのではないか。

例えば、今日本には32トンのプルトニウムがあるそうでごさいますけど……

○議長（渡辺定己君） 1 番議員、通告外にわたっていますので注意します。

○1 番（円谷 寛君） いや、自分の意見も言うことになっているんですから。

32トンのプルトニウムを1000分の1の32キロに減らすには24万年かかるんです。途方もない年月がかかるわけです。その32キロになっても、長崎型の原爆ならば何発もできるようなプルトニウムが、今日本にはあるということをごさいますて、こういうものをどんどんつくり出していいのかどうかということをごさいます。

9月19日は、ノーベル賞作家の大江健三郎氏などの呼びかけで、脱原発を訴える集会在東京でございました。私も参加をしてまいりました。会場の明治公園に入り切れない6万人ほど集って、脱原発を訴えてデモ行進を行ってまいりました。

この間、たくさんの訃報もございました。人の世のはかなさというものを痛感しているわけですけれども、その中で、私は2人の人の死に大変胸を痛めて接しました。1人は、初めてアフリカ女性として、さらには環境分野でノーベル平和賞をもらったワンガリ・マータイさんという人が、がんで71歳で亡くなりました。この人はグリーンベルトという環境団体を立ち上げて世界じゅうに植林を呼びかけてきた人をごさいますて、森林の乱伐などに抵抗をしたために、何回も牢屋にぶち込まれながら闘ってきた信念の人でございました。日本には、毎日新聞の招きで5回ほど来日をいたしまして、その対談の中で「もったいない」という言葉を聞いて大変これに感動して、この言葉を世界じゅうに広めようということで、世界じゅうでこの「もったいない」という言葉を言って歩いた人でございました。大変残念なことをごさいます。

もう一人、私の胸を痛めたのは、JR北海道の社長の自殺であります。JR北海道の相次ぐ事故の責任を追及されて、近いうちに逮捕もされるのではないかというふうに言われていたそうでございますが、この社長は、遺書を残して行方不明となって、そして、数日後に遺体が発見されたというわけでございますが、私は、これは、明らかに国鉄分割民営化というものの犠牲者ではないのかと思うんです。北海道という、どう経営しても黒字の出そうもない会社を任されて、当然これは人減らし・合理化を徹底的にやってきたわけです。その結果事故が発生をしたわけです。それで追及をされるということをごさいますから、これはまさに国鉄分割民営化の犠牲者の一人だろうというふうに思っているわけでございます。

それでは、通告書に従って質問をしたいと思います。

まず1点は、復興に当たっては、町のグランドデザインの確立を先行すべきではないかという問題でございます。一小校舎改築検討委員会などもありますけれども、その前に、我々は町の総合開発計画というものを持っているわけをごさいますて、今第5次総合開発計画の策定がおくれているということをごさいますから、これをまず先に決めて、その上に立って一小の校舎の改築なども議論をしていかないと、町の長期計画の中でしっかりしたものが位置

づけとしてできてこないのではないかと思いますので、これについて、まず1点お尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきましては、災害発生から半年を迎える現在も、被災した町民生活を支援していくための応急対策や道路、さらには上水道の復旧、そして公共施設等の復旧など、緊急に処理すべき課題が多くございます。これらの課題を総合的かつ効率的に処理しながら、それと並行しまして、本格的な復興への取り組みを進めなければなりません。震災を乗り越えるためには、単なる被災の復旧だけではなくて、町が震災の前に増して活力あふれ、安心で、そして安全な町に発展しなければなりません。そこで、復旧から復興を目指した、いわゆる震災復興計画、これにつきましても、第5次総合計画と同時並行的に策定をしていきたいというふうに考えてございます。

一小の改築についても触れましたけれども、第一小学校の改築につきましては、現在改築検討委員会のご意見を賜りながら、財源確保の視点等にも考慮し、その考え方等を取りまとめ、そして、議会の意見のもと、早急に改築を図らなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 第5次総合開発計画というものの策定のスケジュールがわかれば、まず教えてもらいたいんですけれども。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

総合計画の策定スケジュールでありますけれども、現時点で、やはり、震災の関係で3カ月程度おくらしている状況であります。今後、議会の皆様方に素案等についてご意見をいただいたり、行政区長協議会等でご意見をいただいたり、そして、総合計画等の審議会等で諮問、答申というようなスケジュールがありますけれども、当初、12月、そして3月というような目途でしたが、若干おくらしている状況であります。できる限り早目に策定を進めたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 具体的な日程を聞きたいところですが、まだそこは煮詰まっていないうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
町長。

○町長（遠藤栄作君） 今総務課長のほうからご答弁したように、この震災の関係で3カ月程度この策定作業がおこなわれている状況でございます。そういったことから、これからいろいろな面で議員の皆様、議会と調整をしながら、そのスケジュール等については進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） これは速やかに具体的なスケジュールを明らかにしながら進めていかないと、一小校舎の改築なども含めて、どのようなものをつくっていくのかということについてしっかりしたものができてこないような心配があるものですから、これは速やかに策定をしていただきたいということでございます。

2点目は、町の土木作業員の大幅な拡充を図るべきではないかというふうに問題提起をいたします。

震災で、この被害が非常に大きくて、町内至るところにその傷跡が残されておって、一日も早い復旧が望まれるのですけれども、小さな工事まで外部発注となりますと、非常に工事の発注などに対して入札や何かで大変手間がかかっているような気がするんです。例えば、私がしょっちゅう通っております鳥見山の西側の道路など、段差があつて、真ん中で亀裂が入っている。非常に危ない状態だと思うのですけれども、一向に改修されないということにあるわけです。

これは、やはり直接町で、あんなものは、本当に、重機を使う人がいれば町のほうで、完全にはいかないとしても、少なくとも応急措置ぐらいは、道路を平らにするぐらいは、アスファルトを買ってきてでも何でも埋め合わせはできるのではないかと思うのですけれども、その辺をもう少し、独自に町でできるものをもっと広げていくということにはできないものなのかどうか、その辺お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在町では3人の作業員を雇用しております。さらに、緊急雇用対策として産業課で2名雇用し、現在は5名体制で、災害査定箇所の草刈り、それから測量の助手や道路の補修、除

草作業等を行っております。震災における小さな復旧工事等で、建設機械等を使用するものとか軽微な工事であっても、量的に大きいものなどについては、直接工事が難しいものについて外部発注というような考えであります。軽微なものについては、今後も直営で補修を行っていく予定であります。今後は復旧工事の状況も踏まえて、作業員の配置について検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） そのほかにも、いろいろな仕事で町がもっと、例えば町道の除草だの何かで、ことしはほかの仕事がいっぱいあるからでしょうけれども、今までやってくれた除草などもできていないわけがございますから、これはもう少し拡充をして、町内の道路などをきれいにさせていただいたり、先ほど問題になっております除染などについても、もう少し町独自で速やかに、やれるところはやるというふうな体制をつくったほうが、よりよい環境が整ってくるのではないかというふうに思うんですけれども、この辺はもう少し掘り下げた検討はいただけないのだろうかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にもありましたとおり、確かに町道等の除草等についてはおくれておまして、大変申しわけないというふうに思っております。そういう関係もございまして、人員的な部分とか、さらにはできるものについては地域の方にもご協力いただきながら、除草等を含めて復旧をしていきたいと思っております。先ほど答弁しましたとおり、人員等については、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 一番町民に目に見える形で土木作業員の方々は町の仕事をやっているような気がするんです。だから、もっとこれを拡充して、町の環境をよくしていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思います。

3点目の温水プール「すいすい」の早期開業と運営の改善策についてということでございます。

これはかなり金食い虫で、いろいろ批判もございしますが、やはり町民の健康づくりのために、我々はもっと質素なものをつくれということは言ってきたんですけれども、かなり派手

なものをつくってしまって、維持管理で町は非常に悩んでいるわけですが、やはり、つくってしまった以上は、これは町民の健康づくりのためにもっと活用するという方策をやっていかなければならないのではないかと思います。

そのために幾つかの提案をしていきたいと思うんですけれども、まず最初の（１）は、町民の健康増進のためにも温水プールの速やかな再開を図るべきだ。復旧の今後の具体的日程を明らかにされたい。きのうもいろいろ審議をして、工事が発注されたということを知ったんですけれども、具体的スケジュールを、もう一度ここで詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） １番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールの復旧工事につきましては、都市建設課において工事を進めておりますが、工期につきましては、平成24年2月17日までを予定してございます。教育課におきましては、利用者から一日も早い再開の要望がありますので、工期の短縮について、工事担当課と今後協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） １番、円谷寛君。

〔１番 円谷 寛君 登壇〕

○１番（円谷 寛君） せっかくある施設でございますから、これは一日も早く再開をしてやっていただきたいんですが、（２）として、プールの再開に当たって、厳しい町の財政状況から、思い切った省エネ、省経費の対策を講じるべきであるというふうを考えるわけですが、その１点は、運営時間です。

これは、人件費、あるいは光熱費、いろいろな面で節約になるのではないかと私は前から言っているんですけれども、例えば、プールの運営時間、冬時間などというものを設定してはどうなのか。例えば、矢吹のプールを参考にしますと、矢吹は午後の部１時半にオープンをして、３時半まで１回目をやる。そして、４時から６時まで２回目をやって、６時半から３回目をやるんです。ですから、この順序でいけば、鏡石は今年後１時の開始時間でございますから、その間合いを30分ずつにすれば、１時から３時までやって、また３時半から５時半まで、６時からやれば８時に終了できるということで、人件費、さらには光熱費も節約になるのではないかと。私は前から言っているんですけれども、この冬時間の設定などについていかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町民プールの省エネ対策は、指定管理業者に対して施設維持管理において省エネルギーを考慮し、適正な方法によって効率よく運転・監視を実施することとしてございます。コストの削減のための冬時間の設定につきましては、利用者の状況などを考慮しながら今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ検討していただいて、少しでも経費の節減を図っていただきたいというふうに思います。

2つ目でございますけれども、経費を節約するためには、矢吹なども伸和建設に、指定管理者に任せているんですけれども、伸和建設のほうは、それまでも経過もありまして、シルバー人材センターの能力をフルに活用しているようでございまして、我々も、やはり、このプールの仕事を見ていると、若い人の仕事にはちょっと合っていないのではないかと、余りにも暇をもてあましていくような状況でございまして、若い人にはちょっとこれはもったいない仕事ではないかと思うんです。ですから、高齢者のシルバー人材センターあたりに任せてもいい仕事ではないかというふうに思うんです。その辺、指定管理者に委託をしているでしょうから、ただ、一応みんなやめているわけでしょうから、これから新しく労力を雇う場合は、シルバー人材センターなどを活用するほうが今後の人件費などのために、若い人があのような仕事、あのような賃金では、とても自立してやっていける見込みがないと思うんです。ですから、もうちょっと視点を変えて、シルバー人材センターの労力を活用する、そういうことを検討してはいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町民プールの監視員業務につきましては、専門知識や、あるいは体力が必要な業務が多く、緊急時の事故に対しても即座に、監視員みずから対応しなければならないということも考えられます。そういったことから、監視員につきましてはシルバー人材センターでは対応が難しいのかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） シルバー人材センターというものを教育長はどういうふうにとらえる

んだか、かなり健康で、まだまだ体力に自信がありますし、若いといっても、かなりひ弱な印象の職員もいるようでございまして、その辺は固定的に見ないで、そういう体力が要るなら体力のある人もシルバー人材センターの中にもたくさんいるということをぜひ理解して、これからの検討をしていただきたいものだと思います。

3番目は、私はこの前も一部事務組合での管理を提唱したんですけれども、その中に含まれているのは、須賀川も簡単に乗ってこないだろうということで、その場合は、手順として、そういう呼びかけをして、そしてだめな場合は他町村の料金引き上げというものもいいんじゃないかと言いましたが、今回もそういう手続、経過を踏むかどうかは別として、ぜひその辺は、矢吹なんかはそうなんです。他町村に、例えばシルバー割引というものは一切ない。ただ、西白河管内で相互の協定があって、西白河管内の人はシルバー割引も町内でもやっているようでありましてけれども、それ以外は、町内、町外、全く別料金になっておりますので。

やはり、財政が苦しいという場合、町の税金が投入されるわけですから、他町村は料金が高くてもしょうがないのではないかと。ただ、これも程度の問題で、余り上げて来なくなっちゃうとまたこれも、今、たばこ値上げで減収になるんじゃないかというような議論もあるようではありますが、それはそれで、たばこの場合は健康というものもございましてからまた別ですけれども、我々の場合は、やはりある程度は、町の税金を投入して管理しているわけですから、他町村はちょっと引き上げてもいいのではないかと思うし、町内については、もっとシルバー割引などを導入して、もっと利用しやすいような料金、そういうものを組んでいただいて、そして、もっと町民が利用しやすいような状況をつくるべきではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町民プールの利用者の実態を見ますと、町民と他市町村利用者の割合は、おおむね町民が3割に対しまして他市町村が7割となっております。利用料金と利用動向につきましては、施設の維持管理を含めて微妙なバランスも必要となりますので、利用者数の減少等も視野に入れながら、今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） その場合、前にも私が言っていますように、須賀川の人が大変利用しているんです。ですから、やはり、須賀川も自分の町に来て鏡石の施設を利用しているわけですから、前回言っていますように、もう少し一部事務組合からなどの働きかけもやってし

かるべきではないのかというふうに考えております。ぜひ、その辺も含めて検討していただいて、このプールをもっと町民に利用しやすいような、あるいは、財政負担が町にとって少なくなるような方策というものを常に忘れないで取り組んでいただきたいと、このように考えるわけですが、教育長の見解をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町の発展に、町民一人一人の健康づくりは欠かせないものにとらえてございます。特に、高齢化の進む今日、各年齢層に応じたスポーツ活動を奨励し、手軽にできるスポーツの普及・振興に努め健康増進を図ることは、大切なことだろうというふうに考えてございます。中でも、プールを利用した健康づくりは、だれにでも手軽にできるものでありますし、今後利活用について、あるいは、今お話しあります適正料金についても関係課とも十分協議しながら検討していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町民の中には、大変巨額な経費が投入されるこのプールは、もうやめるべきではないかなんていう意見もあるんですけども、私は、せっかくこれほどのお金をかけてつくった施設でございますから、そのようにならないように、今から十分努力をしていただきたいということを最後をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛の一般質問はこれまでとします。

議事の都合で、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時45分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

過日の統一地方選挙におきまして、初めての定例会でございます。この数カ月の間に感じ

たことを少々申し述べてみたいと思います。

さきの台風15号は、西日本から東北と広範囲の地域に多大なる被害をもたらし、北海道の東方海上に抜け去りました。我が町も、成田地区を初めふれあいの森や久来石と被害が発生しております。被害に遭われた方々に対してお見舞い申し上げます。

ことしの野生のキノコは食べられないと、過日の新聞報道がございました。そうすると、田や畑の作物も食べられないというふうなことではないかと思っております。しからば、野生の鳥やけものは何を食べていけばよいのでしょうかと思ったものでございます。確かに、3. 11の津波による福島原子力発電所の破壊とそれによる水素爆発は、東北地方はもちろん、各方面に多大なる放射能の被害を与えております。それに加えて風評被害と、これから収穫期を迎える我が東北地方にとっても、予想もしない出来事が起こってくると思われま

す。放射能の用語であるヨウ素131やセシウム137、プルトニウム239とか、聞きなれない用語が飛び交っておりますが、これらの放射能は、半減期が天文学的な年月が必要とされるということでございます。また、原子炉を廃炉にするにしても、建設した以上の費用と年月が必要ということでもあります。だれの手にも負えないモンスターを地球上に誕生させてしまったということは、まさに地球の滅亡というふうに言われても仕方がないというふうに思っております。原子力発電所はトイレのないマンションとやゆされるのも、そののところにあるのではないかと思っております。

これから質問に入ります。

まず、第1、牛舎の悪臭問題についてでございますが、1つ、牛舎、その後の進捗状態についてどのように進展しているのか、執行のほうで把握している範囲で答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） 11番議員の質問にお答えいたします。

進捗状況に関する質問ですが、3月の大震災後、目立った進捗はなく経過いたしておりましたが、7月初旬ごろから牛舎への搾乳機械の搬入に係る建築工事が再開されるということで、7月7日に建築確認を行うとともに、7月末には悪臭防止法による規制地域の拡大申請の説明を事業主に行っております。その後、住民会議の委員長さんのほうから、住民会議に対する経過報告会の開催要請と出席要請を町に受けまして、8月21日に町長及び関係課職員出席のもと、午後6時からの会合を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 現在の状況では、進展している状況というのは、新しいプラントを

建てたというふうなことでございますが、それに対する指導と申しますか、そのようなものはどのように行っているかお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

町の指導関係ですが、現在行われました建築関係につきましては、確認申請の内容のもとに実施されているということでございますし、その他の臭気、あるいは経営状況などにつきましては、現況を見守る状況にあるということで、逐次現況を確認しながら進んでいる状況にあります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。

では、次に移ります。

（2）公害対策審議会の動きはどのようになっているかということですが、去年の12月に立ち上げたまま全然動いていないというふうな状況が続いていると思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

事業者からは、1月に公害防止処理計画書に基づく改善計画書を提出していただきました。その計画書に基づきまして、町といたしましては現時点では相当であるという判断をしている状況にありますので、悪臭防止法等の個別法には抵触していないという状況からも、公害対策審議会といたしましては、その推移を見守るという状況にあります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 悪臭防止法に抵触していないというふうな根拠というものはどのような根拠があるのでしょうか。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

当該の地域につきましては、悪臭防止法の規制対象区域外であるということが、まず大きな1点であります。さらに、各個別法につきましても、現段階におきましては抵触していな

いというふうに判断してございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 去年立ち上げた公害対策審議会というのは、立ち上げただけで機能していないということは、どういうふうなことでしょうか。もう一度答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

公害対策審議会につきましては、公害のおそれがあるという中で開かせていただきました。そこで、公害対策審議会といたしましては、それぞれの中で各会合を催しましたが、その中で公害防止に関する処理計画書を現時点では提出していただくというような判断をしまして、事業者からその計画書を提出していただいたということでもあります。その計画書につきましては、提出されたものは、現時点の中では適正なものという形での判断をしたということでございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 公害対策審議会を立ち上げて機能していないということは、だれが見ても、周りから見ても、それは納得できないですよ、会合を開かないということは。それは、立ち上げたかいないんじゃないでしょうか。公害対策審議会をもう少し機能を発揮させてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

機能させていただきたいというお話でございますが、基本的な中で、現地域が公害に関する規制の対象区域外であるということが、まず第1点であります。そこで、町といたしましては、公害対策審議会とも協議しながら、地域の拡大、規制の適用を求めまして、事務手続きを進めてきたところでもあります。そのような関係で、機能いたしてはいないという形には、町としてはとらえておりません。

ご答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、次の質問に移りますけれども、（3）として、この悪臭問題に関して、執行側としては、管理に対して、毎月どのような指導、指示を行っているかということをお聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

現在、課におきましては、先ほどお話ししましたが、推移を見守る状況であるということでありますので、特段の指示は行っておりませんが、現場の状況確認を随時行っているという状況にあります。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 毎月指示、指導、見ているというふうな答弁でございますけれども、ただ見ているだけではだめなんではないでしょうか。いろいろな面で住民が困っていることですから、やはり、その都度報告していただいて、町としても対応していただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

臭気関係につきましては、後ほどの質問にも出てきますが、毎月1回程度実施してございます。その測定の中では、仮に法規制が適用になった場合の数値は超えていないというような状況でございますので特別な公表等はいたしてございませんが、関係者の皆さん方からそういった情報開示を求められた場合には、今後その都度対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、次に、現在この悪臭検査方法はどのように実施しているのかについてお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

（4）でございますが、毎月1回を基本にいたしまして臭気測定を実施しておりますが、臭気につきましては、天候状況により臭気の状態も異なるということも事実でございますの

で、調査日を特定せずに、曇天とか、そういった形での測定を行っております。なお、検査方法につきましては、法律で定められております機器分析法を補完する検知管法によりまして、境界地点での測定といたしてございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 次に、5番に移りますが、県の公害規制の公示施行はいつごろになるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

現在、県からの明確な回答は受けてございませんが、昨日電話で再度照会させていただきました。その電話回答の話の中では来月程度というような形でのお願いはさせていただきましたが、年内中の工事が予定されるということでありまして、実際にその規制が運用されるのは、来年の夏ごろまでには、おおむね6月程度と考えてございますが、そのころまでに規制の運用が適用される見込みであるということをお報告をいただいております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 公害規制の件ですけれども、来年施行というふうな話なんですけれども、これは結局、今聞いたところによれば、においも以下であるというふうなことであったならば、この効果は期待できるのでしょうか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） この公害規制が公示されて、実際に適用になった際ですが、この際には基準となる数値がございます。土地においては主にアンモニアや硫化水素等の規制が対象となるわけですが、それらの基準の数値には、現段階では、測定の結果では、至っていない状況であります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そうしますと、住民の方が署名などをして騒いでおりますけれども、この問題は悪臭問題ではないということでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

皆様の苦情等を寄せられてございますので、悪臭問題には変わりはありませんが、法規制となった場合の適用にはならないという、法規制の対象の案件ではなくなるということでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この問題は悪臭問題だということであるけれども、法のほうからして問題にならないというふうな答弁と思います。

6番に移りますけれども、町長は、この悪臭問題をどうとらえているのか、そしてまた、解決方法はあるのかということをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 町長のこの問題に対する考えということでありまして、これにつきましては、8月21日でありますけれども、地区住民への経過の説明の中でも私からも、この問題に関しては、いわゆる地域住民の皆さんと私は同じ気持ちだということを申し上げました。

そういう中で、住民と事業主、そして町の三者による協議により解決の糸口が導かれるものと考えておりますけれども、共存共栄はできないとの住民側の強い意見もある一方で、事業主が個別法に反する状況にはないことなど、先ほど担当課長からも申し上げましたけれども、そういったことで、非常に頭を悩ませている状況でもあります。この状況下で町が何をできるかを含めまして、いわゆる関係者で話し合いを重ねていくことが大切であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） いろいろ、こういうふうな問題に際しては、やはり、ある程度期限を切って解決するとかというふうな方法をとるべきだと思うんです。解決方法という話は、話し合いというふうなことでしょうけれども、町が積極的に話し合いを持つつもりはあるんでしょうか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、これにつきましては、町のほうでは積極的に、事業主、さらには地区住民の方々、そして町が一緒になってお話し合いをしましょうというお話は、代表者の方にもお話し申し上げておりました。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 1つ提案いたしますけれども、そういうふうな騒ぎになっているということは、もちろんとうに知っているはずですから、そこに住んでいる住民の方々の意見を聞いて、住民アンケートなどをとってみたらいいんじゃないでしょうか。そうするともう少し具体的な内容がわかるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご答弁申し上げます。

ただいまのアンケート等の必要でございますが、今、町が把握している中では、皆様のご意見等は十分に理解しているつもりでございます。ただ、その他、いろいろなさまざまな意見等もありますので、アンケートの収集等についても今後検討していきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それから、町長にお尋ねしたいんですけれども、やはり、本当に町民の気持ちになって考えるとすれば、ある程度交換分合というふうなことも考えなければならぬと思うんですけれども、町長はそういうふうな考えはあるかどうかお聞きします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いわゆる三者で一緒になってお話しをするということに関しては、いろいろなそれぞれのアイデアもあるし、いろいろな要望、町ができること、先ほど申し上げましたけれども、そんな方法の中で話し合えば、糸口がいろいろな意味で見えてくるのかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今私がお尋ねしたことは、交換分合を1つの解決方法としてあるのかどうかということをお尋ねしたんです。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今いろいろな方法ということもお話ししましたがけれども、いろいろな要望なり話し合いの中で、それも1つの方法というふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この問題は大変住民に密着している問題ですから、そんなに長くかからないで、できるだけ早く、速やかに、お互いに傷が大きくなったのでは大変なことになる。やはり、それを憂えています。ですから、ある程度のめどをつけて、大体どれくらいの期間が必要かというふうなことを住民のみんなに知らせてやらなければならないのではないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この問題につきましては、昨年の後半からでありますけれども、私もこの問題については真剣に取り組んでいるというつもりであります。

そういう中で、いずれにしても、震災もあった影響もございますけれども、それ以前から話し合いをして、一日も早く解決をしたいという考えを持っておりました。そういう中で、地区住民の方々の代表も含めて、話し合いがなかなかできないという事実もございました。そういう中で、若干そういう面でも話し合いがおくれていると、いわゆる三者での会議については1回程度しか今まで持っておりません。そういう中では、やはり、期間は大分過ぎたんですが、こういう期間に何度も何度もお話しすることが大事だったというふうに考えております。いずれにしても、早い解決、そういったものを導き出していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町長の誠意ある態度を信頼して、解決に向かうようによろしく願います。

次に、質問いたします。

震災後の町づくりについてです。

これも、いろいろな議員の方々から出ていると思うんですが、新たに私のほうからもちょっとお尋ねしておきたいと思います。

(1)の第一小学校の建設問題についてでございますが、過日町長は、新聞等によって、新築するんだというふうにインタビューに答えている記事を読んだことがありますけれども、

まず1つとして、建設場所は決定しているのかというふうなことなんですけれども、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 11番議員の2の（1）の①のご質問にご答弁申し上げます。

第一小学校校舎は、昭和44年の第1期工事建設から40年以上が経過し老朽化が進んでいましたことから、耐震診断及び耐力度調査を実施し、補強と改築の両面での校舎建設を検討してきたところでございますが、校舎が3月11日の東日本大震災により大きな被害を受け、使用できない状況に至ってしまいました。これからの校舎建設につきましては、災害復旧事業として認定を受けるための日本建設学会の調査の中で改築することが妥当であるという確認を受けましたことから、改築へ向けた第一小学校改築検討委員会を設置し、基本的な考え方を検討しております。建設場所につきましても、その委員会の中で検討し、町長に具申していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 一応日本建築学会のお墨つきをもらったということで、改築でございますけれども、新築というふうな方向で行くというふうなことでございますが、こういうふうになった場合は、第一小学校の規模としては建築費がどのくらいかかるのかが、まず1つです。それから、国の補助はどのくらいなのか、県の補助はどのくらいなのか、建築期間はどのくらいなのか、大体わかる範囲でよろしいですから、お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（木賊正男君） 第一小学校の建築費用等についてのお尋ねかと思っておりますけれども、今回の改築検討委員会の中で、それら具体的な状況につきましては今後検討してまいりますけれども、今の試算でいきますと、保有面積は今現在は4,300平米ほどございます。必要面積になりますと、第一小学校規模でいきますと6,000平米ぐらいの建物が必要になってくるだろうというふうに見ております。保有面積の4,300平米につきましては、震災の補助ということで、3分の2の補助、それから起債措置も受けられるところでありますが、必要面積の差し引きの1,700平米については増築というふうなことになりますので、そちらについては2分の1の補助というふうな関係になってまいります。

そういった形での試算でありますけれども、先進事例を見ますと、ざっと見ると、校舎のみでいきますと、約20億円ぐらいの建築費用がかかってくるだろうというふうに見込んでご

ございます。その中でいきますと、先ほど申し上げました補助金については、おおむね7億円くらいの補助になりまして、残り13億円について一部起債措置というふうなことでございまして、一般財源については約3億円少しの金額の持ち出し、それから起債措置というふうなことになるだろうというふうに試算してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 20億円、3分の2と、いろいろこういうふうな数字の目標ができて、改築の方向に向かうというふうなことです。②の学校敷地跡に建てるのか、現在のところに建てるのか、また、別なところに建てるのかというふうなことでございますが、4号線の拡幅で校庭も狭くなったと、いろいろな面で騒音の危険性もはらんでいるというふうなことであるとすれば、この学校敷地跡に建てるのか、どのような計画かということで、学校敷地跡は、壊した後どのような計画があるかということ、わかる範囲で答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問は、第一小学校を移転改築した場合の第一小学校敷地後の計画というふうな意味なのかというふうに存じますが、前のご質問でご答弁しましたとおり、現在改築に向けた第一小学校改築検討委員会で基本的な考え方を検討しておりますので、学校敷地跡の計画は、学校建設場所決定後の検討事項になるのかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今の質問は、わかりました。

前後を逆にしますが、③として、一小と二小、この前もちょっとお聞きしたんですが、直線ではほんの1キロの範囲の中に2つの学区というのは可能なかどうかというふうなことが非常に心配なんです。学区が違うからというふうなお答えだったと思うんですが、一小、二小の統合はあるのかというふうなことでございます。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 答弁させていただきます。

ただいまの質問につきましては、町における重要施策であり、町の長期総合計画の中で審議されるものではないかというふうに考えてございます。

今回の第一小学校改築につきましては、児童が応急仮設校舎で窮屈な学校生活を送っている現状を一日も早く改善するため、災害復旧工事として早期の校舎建築が望まれていることから、校舎改築検討委員会において基本的な考え方をお聞かせいただき、そのことをしっかりと町長のほうに具申していきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今私の聞いたのは、これらに際して、第一小学校と第二小学校が、人数の関係で、第一小学校のほうが多くて向こうのほうが少ないというふうなことで、統一される可能性があるのかということをお聞きしたんですが。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

校舎改築検討委員会においては、学校の規模、あるいは通学距離の問題、経費の問題、小規模校や大規模校での弊害について、あるいは、地域住民の皆様方のご理解等々、総合的な話し合いを実施し、検討していただいた中で、一小、二小の統合という話が出てくるのかなというふうに思っております。導き出された話の中身について、あるいは出てきた話の中身については、先ほど申しましたように、町長のほうにしっかりと伝えていきたい、そのように考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これらの学校問題については、やはり、子供たちの教育環境ですから、できるだけスピーディーにというふうなことをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

（2）の公共施設の復旧についてでございますが、①一小体育館、町民プール、図書館はいつごろ復旧するかということですが、先ほど来からの話で大体わかっておりますけれども、一応、またさらにお知らせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

東日本大震災により被災した公共施設のうち、第一小学校体育館につきましては、9月20日に復旧工事が完了しまして、体育の授業やら学校行事等で既に利用してございます。町民プール「すいすい」につきましては、都市建設課において公園施設の災害復旧工事として工

事を進めてございます。工期につきましては、平成24年2月17日までとなっておりますが、できる限り工期を短縮できるよう協議してまいりたいと考えてございます。また、図書館につきましては、外構工事が現在進捗中でございますが、予想以上に被害状況がひどく、燃料保管庫や電源キュービクル等の改修工事も必要となり、工期の延長を考えている状況でございます。図書館の利用につきましては、一部不便をかけておりますが、大きな支障はなく、2階の視聴覚室設備改修工事についても発注いたしましたので、さらに利用者の拡大につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町民プールの件ですけれども、オオバ工務店が5,040万円で落札したというふうなことなんですが、オオバ工務店さんは体育館のあの当時の建設をして、天井を崩落させた。その同じオオバ工務店さんに町民プール「すいすい」の天井工事を任せるということは、この辺はどのようなことでそういうふうになったんでしょうか。値段でしょうか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 町民プール「すいすい」の業者の決定につきましては、昨日契約締結関係の議案で議決をいただいたところでございますが、その際もご説明しましたとおり、指名しました業者の中で最低価格というふうな形での決定になったということでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町民プールに関してですけれども、結局、工事が行われて、完成した。その中間的な検査とか完成検査、この前、県のほうから来て完成検査をするというふうな話を伺っておったんですけれども、その途中の検査というのではないんでしょうか。途中の中間検査とか、工事をやっている間の検査というふうなシステム、それから、そういうふうな方法はとれないものなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 町民プールの検査等については、町の職員の監督員のほかに、建物の監理でございますので、専門知識のあります福島県市町村支援機構のほうに監理の委託をするというような予定になってございまして、当然、いろいろな材料、さらには中間の

検査を含めて、外部の専門知識がある方に検査をしていただいて、よりよい形の完成を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町の関係の公共工事ですけれども、何か見ていると、中間検査とか完成検査の、その辺の危うさがちょっとうかがわれるような感じなんです。だから、こういうふうな公共工事、何千万円、何億円を建築するとすれば、やはり、そういうふうな完成検査とか途中検査という、検査する方法のシステムは講じられないのかどうかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 検査の方法については、従来のとおり、建物においても、土木工事等においても、検査する項目等がございますので、それらに沿った形で検査を随時やっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の言っていることは、中間の、途中の検査とか、抜き打ち検査とか、それから完成検査の、そういうふうなシステムだね。それは町独自でつくられないものかどうかということをお尋ねしているんです。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問でございますけれども、検査に関するシステムですけれども、現時点でも中間検査や完了検査はしておりますけれども、そのシステムをきちんとすべきであるということにつきましては、今後そのようなシステムづくりをしてまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに、業者任せではなくて、そういうふうな方法を、システムをとってもらいたいということを要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

（3）ですけれども、前の議員も質問されておりますが、またさらにということでもよろしくをお願いします。

公共施設の除染について、保育所、幼稚園、小・中学校の除染計画はあるのかということ、これも、過日町長のインタビューの中で11月までに何とかしたいというふうにならざるを得ないというふうな言われて

おりましたけれども、もう一度、そういうふうな具体的な計画があればお知らせ願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

放射能被害に特に大きな影響があるとされている発育時の児童・生徒を、放射線被害を未然に防止するための具体的計画として、放射線量低減対策計画を策定し、その中で、保育所、幼稚園、小・中学校における放射線量低減対策に取り組んでいるところでございます。具体的な例といたしましては、定期的な線量調査、壁・側溝等の高圧洗浄機による除染等に取り組んでおり、さらには、表土除去工事については鏡石幼稚園の園庭等を8月末に実施し、その他の学校等についても、表土除去工事を発注し、もしくは発注計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） この質問も前の議員さんの質問の中で出てきておりましたとおりですけれども、②の、一番の問題は、やはり、表土除去の後始末はどうするかというふうなことなんですが、ひまわりも植えたけれども、処分方法もまだ決まっていないということで、中間貯蔵、それから最終処分、これは、ただ除去してその放射能を移動させているだけではないのかというふうな気がするんです。だから、どういうふうな方法で、本当に放射能を除去するにはどのような計画なのかなというふうなことも、やはり、再度にわたって除去しないと、その中間貯蔵の件に際しても、その表土をはいだものはどこに置くのかというふうなことをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

除染に伴って生じる土壌等の処理については、長期的な管理が必要な処分場の確保は国が責任を持って行うこととしておりますが、処分場の確保は一向に進んでいないことから、幼稚園、学校につきましては、校庭や園庭の一角を掘削し、除去した土を仮埋設しています。仮埋設部分は、埋設土壌の地下浸透を防ぐためのブルーシートで囲み、その上に掘削しました下の部分の放射線量の低い土を埋め戻すという方法でございます。なお、仮埋設箇所への侵入防止対策として、くいとトラロープで囲い、立入禁止看板を設置するという方法でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 国のほうで最終処分場が決まらないというふうなことで、結局その程度の保管しかないということは大体わかっておるんですけども、しかし、鏡石の場合は地下水を使っている関係上、そんなに長くはその場所には埋めておけない、保管しておけないというふうなことも考えられるんですけども、結局、地下水を使っている関係上、その表土の保管は安全なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

仮置き場にする場所は安全なのかということなのですが、住宅地からかなり遠い距離にある、あるいは地下水に影響を与えないといった、だれもが認めるそういった場というのは、その場所を特定するのが大変なのかというふうに考えてございます。長期にわたって置ける状況では決してないというのは、よくわかっております。国が仮置き場の定義、保管期間を具体的に示すことができないまま今あるということで、担当する者としてもこのことが最大の問題点であるというふうにとらえ、できるだけ早い対応を国にも県にも求めていく、そういった考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 一応、今の状況では気休め程度にしかないという状況ですね。

ですから、結局国の指示もない、中間貯蔵所もないというふうなことで表土を除去するということは、どうなのかなというふうな気がするんです。

ついでにお尋ねしておきますけれども、例えば、民家とか公園というふうなものに関しての表土除去の方法はどのような方法でしょうか。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この放射能の問題につきましては、非常に問題であるということでもあります。ただ、町については、今のところ、いわゆる土壌調査をした中でも、他町村より比較的少ない状況にあるということもございます。でも、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、比較的少ないからいいというわけではありません。いずれにしても、もとに戻るような対応をこれからしてまいりたいということでもあります。

処分場についても、国のこういったものがしっかりしていかなければ、そこに持っていけ

ないというのも現実であります。もう一つは、屋根、さらには道路、側溝、そういったこともございますけれども、これを、今の時点で、例えば側溝に流し込むような方法にしまうと、いわゆる通学路について濃度が上がってしまうという、そういったこともございます。ですから、その辺については、国の方針等、いろいろなことを含めて対応していく必要があるのかと。そういったことがはっきりすれば、そういったことも含めて、ちゃんとした除染対策、そして側溝の汚泥の処理、そういったものについて進めていくということでございますので、総合的に判断しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大変でしょうけれども、表土除去はしなければならない。確かに、健康に害があるということで、一番大事なことではないかということで、計画的にそのような方法をとってもらって、できるだけ頑張ってもらいたいというふうなご要望をいたします。

次に、（4）の震災後の人口動向についてですけれども、福島県は200万人を切ってしまったというふうなことですけれども、①の、鏡石の場合は、9月1日現在は人口の動向はどのような状況でしょうかということをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） ご質問にご答弁申し上げます。

東日本大震災の3月11日時点での外国人登録人口を含む住民基本台帳人口は、男性が6,433人、女性が6,614人で総人口は1万3,047人でありました。震災6カ月後の9月1日現在の人口は、男性が6,379人、女性が6,587人で総人口は1万2,966人となり、81人の減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 人口動向はわかりました。そんなには減っていないようです。

それから、②の鏡石関係で他県へ避難している人たちはいるのでしょうかというふうなことです。前の答弁の中にも出ていましたけれども、もう一度よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（関根 学君） ご質問にご答弁申し上げます。

他市町村への避難状況については、避難者みずからが避難先市町村において避難先を登録し、都道府県を通じて避難もとの市町村へ通知する全国避難者情報システムによって把握さ

れている避難状況については、次のとおりでございます。県内の郡山市へは1人、県外については24人となっている状況でございます。

なお、避難者情報システムは避難者みずからが避難先市町村へ避難先を登録する必要があるため、本町において把握していない避難者が存在していると思われる。また、避難終了時に本町へその旨を報告していない避難者も存在しているものと思われる。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最小限の異動で安心しましたけれども、確かに、人口がふえたり減ったりというふうなことはない中身だと思うんですけども、ふえればいいというふうな問題でもないと思います。そういうふうな意味で、余り異動というふうなことはないのかなというふう感じたわけでございます。

それでは、最後に、③の生活保護受給者の動向はどうかというふうなことなんですが、ふえているか減っているかということです。ふえているかと思うんですけども、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ③の質問にご答弁申し上げます。

現在の鏡石町における生活保護受給者は74世帯116人となっております。この数は年々増加傾向にあります。その内訳を見ましても、以前から高齢者世帯の占める割合が増嵩しておりますし、さらに、障害者世帯や母子世帯も多いという状況下にあります。そこで、このたびの震災が直接の要因となってなられたと思われる新規の受給者は2件ございました。また、このたびの震災による義援金の支給の関係で支給停止となった方も6件ほどになったという状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、支給になった方がおるということですが、その支給は、義援金を足せば、結局収入になって、生活保護の対象にならないというふうなことでしょうか。そうでしょうか。そうしますと、少々ふえているというふうなことなんですけれども、どうでしょうかね、生活保護関係の基準というのは、鏡石は何か甘いというふうに向っておるんですけども、その辺は答弁いただけないでしょうか。よろしく願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ただいまお話にありました義援金による支給停止の関係ですが、こちらの方につきましては、一時的な所得ということで、やはり、何カ月かたてばまた復活するというような状況にあるのかというふうに考えてございます。

また、生保の基準の関係でございますが、認定事務は県における対応でございます。なお、今後増加傾向にあると考えられますので、申請者の相談業務につきましては、県との連携をとりながら進めていきたいということでもあります。

なお、数字的にいいますと、鏡石の受給者率といたしましては1%を切る0.9ぐらいの数字でございますが、全国が1.6%を若干下回る、県はほぼ同程度の1.6%、また、細かくいえば、県中保健福祉事務所管内では0.55%という数字でございますので、鏡石町は管内の数字よりは若干上回っているという状況にあります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 最後の質問でしたけれども、生活保護の受給状況ですけれども、一般町民に流れている、少々そういうふうな基準が甘いというふうなことも含んでおいていただいて、この動向にはよく注意しなければならないと思います。人口がふえればいいというものではないですよ。働き人口とか、老後の人口とか、いろいろあるようですから、その辺もあわせてお含みおきいただいて、人口の動向を考えていかなければならない状況があると思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉文克でございます。

ことは、3月の定例会のさなかに、1000年に一度、あるいは未曾有のと言われます大震災が発生しまして、目の前の第一小学校の校舎や多くの公共施設が被害を受けました。また、町民の方々も住宅や構築物の多くが大被害をこうむり、それと同時に、東京電力の福島原発での爆発事故のために、放射能汚染が福島全県を大変な状況の中に陥れたところでございます。町民の多くの皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。

町内4,100世帯ほどの戸数がある中で、3,000世帯を超す罹災証明を初め、全町民が大変な事態となり、多くの皆様方の人生が狂ってしまうような今日になっております。町の政策や議会の対応はより重要性が高くなって、今回選任されました我々12名の今後の責務は大変重要なものであるということを再認識して議場に臨んでおります。

この半年間で、猛暑、台風15号や悪い話がたくさんあり、いろいろなことがありました。その大変なときであります。夏休み中には少年の主張コンクールがありました。17名の小・中学生が発表され、中学3年生の滝口結菜さんの「あの日から」と題した発表を初め、多くの子供たちが震災以降を一生懸命生きる大切さを語っていることや、また、中学校の女子バスケットボール部においては、中体連の県大会において、準決勝で1点差で敗れはしたものの、延長に次ぐ延長の最後まであきらめないでプレーをする姿など、我々大人が、そして議会が頑張らなければと改めて思い知らされた夏でありました。

また、震災により、より深まった隣組や知人とのきずな、そして、町民の顔の見える小さな鏡石町だからできる復旧と復興町づくりを実践することが、その思いが、より強くなったものであります。

それでは、任期初定例議会の一般質問を、通告に沿って町当局にお伺いさせていただきます。

大震災からの復旧についてでございますが、あれから半年を経過して、やっと国の査定が終わり、そして町内の被害箇所では、一部復旧工事も見受けられます。部分的ではございますが、復旧が始まったなというふうになんか心にとちょっと安らぎを感じているきょうでございます。しかし、まだまだ個人のところでの復旧もおくれています。町のインフラ復旧は、400、あるいは500を超える数多くの被害箇所があります。それらが、これから町は復旧を急がなくてはならない、あるいは国に対して要望していかなくてはならないということでございますが、その優先順位というものが当然あるだろうというふうに思われます。その優先順位はどのようなことを基準に考えておられるのか、そして、それに伴うところの早急な復旧に向けた事業箇所、また、それはどのようなことで進めていくのかを、まず、第1点お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

このたびの震災におきましては、上下水道、道路などのライフラインを初めに、学校などの公共施設、農業関連施設におきましても、これまで経験したことのない甚大な被害を受けたところであります。

優先順位ということではありますが、これらの復旧につきましては、震災直後から、上水道、

下水道、幹線道路など、生活に直結したライフラインの応急復旧に努めてまいりました。また、学校関係の施設なども優先的に復旧してまいりました。本復旧におきましても、町民の皆さんの生活、そして安全を考慮して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「早急な復旧箇所とその理由は、学校とか道路とか具体的に」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 総務課長、続けて答弁をお願いします。

○総務課長（今泉保行君） それでは、早急な復旧箇所とその理由ということでございますが、それぞれの事業、例えば、上水道、さらには下水道、そして道路につきましては、各それぞれの部門におきまして、いわゆる地区の優先度、さらにはそれぞれの事業ごとをかみ合わせた中で、どのような形で進めていくかを決めながら事業の優先順位を決めていくことになっております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 具体的に、ここを先にやっていくんだと、学校というのは、大まかに全体を含めた形になるし、道路といったら、町内、町道、農道を含め全部になってくるし、それでは全部一遍にやるのかという、そうではなくて、具体的に、ここはこういうふうな理由だから急いでいるんだというふうな答弁が欲しかったところなんです。総括的にそれらというふうなことしか現在出てこないのしょうから、結構でございます。

それで、実は、今回地すべりがすごく大きく出ております。そして、それが住宅地にかかわって、岡ノ内、あるいは不時沼地区の民地の土地買収というのが今回の9月定例議会で上程されると思います。これらの買収というふうなことも絡んでくるところでございますが、そうすると、町がその土地を買収するというふうな理由というんですか、そういうものも、一つはきちんと基準か何かがあるのかどうか。

あるいは、そうなってきましたと、実は、先日の台風でもそうだったんですが、前の地震のときにも、大池地区の住宅地、ここが、昭和30年代後半に町の土地開発公社というふうな、第三セクターだったんでしょうけれども、そこで分譲した土地であるわけです。その大池周辺の方々の土砂崩れが大きくて、うちが傾いたところも何件かあります。それから、あるいは、私の住む鏡沼地区においても、畑議員さんのうちもそうなんですが、あのかいわいは、あの一帯の雨水が集中していつも側溝があふれる、そんなことによって地盤が軟弱化している。そして、あそこも7件ほどの住宅が傾いたり、あるいはずっと住めない環境になってしまったと。やはり、こうなりますと、インフラの整備の中で、ある意味では同じような位置づけになってくるのではないかというふうにも思っているのですが、その辺はどんなふうにお

考えなのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員の再質問の中で、今回補正を予定しております住宅地近くの買収関係の件でございますが、それらの基準というふうなお尋ねということですが、特に、買収に当たっては、実際に単価については専門の方に委託をして買収単価を決定していただくわけで、その中で基準はございますが、買収に対します面積等については、その事業で必要とする面積を買収してきておりますので、特段決まった基準はないのかというふうに思っております。

その中で、岡ノ内関係の地すべりの中での用地については、あそこに岡ノ内池がありますので、そういう関係で、北、南、さらには東の住宅地が池側のほうに傾くような形になっておりますので、将来的にはあそこを公園として使えるような形で整備していきたいというような考えもございますので、池のところにあります民地の一部を買収したいということで予算を計上させていただきました。

それから、不時沼の民地のところについては、将来北原・不時沼線の街路が通るというふうな場所です。さらには、今回の台風15号でも冠水の被害に遭っているという状況で、排水が一部不通になるような状況がありますので、現在は民地をお借りして仮の排水をしているというような状況がありますから、この排水対策もあわせて、さらには将来の計画にあわせて、今回民地についても買収したいという考えで、補正予算に計上しているというような状況であります。

買収関係については以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） （2）に入らせていただきます。

テレビなんかでも今報道されて、非常に多くの方々が言うておられるのですが、ニュースキャスターやコメンテーターの方々もお話があるんですが、災害を受けたときに、国は通常と同じような業務を、我が町に対しても、査定、あるいは復旧計画やら、細かくその都度その都度求めてきて、事務量も大変なことになっています。その方々が言うておられますのは私も同感だと思ったんですが、災害市町村には、まず制限なしの復旧財源の交付をやって、長の責任でもって早急な対策をするべきなのが、この未曾有の大震災の激甚災害のやるべき姿だろうというふうに、私は非常に憤りを思っているところでございます。復旧決定の着手、あるいは義援金等に対しても、国とか県の対応が非常にそういう意味では遅過ぎるというふうに思っております。

今後、これらについては、町としては、早急な復旧に向けた国・県に対しての要望が重要であると思っております。執行としてはどのような要望内容や方法を考えておられるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

要望関係につきましては、これまで国・県、関係国会議員、県会議員などに、機会をとらえまして要望活動を行ってきたところであります。しかしながら、国の震災対策は、1000年に一度という大震災の復興対策としてはまだまだ不十分であり、ただいま議員からのご意見にもありましたように、とても納得できるレベルにはございません。

これまでも要望活動を展開してまいりましたけれども、今後も、震災関連の特別立法関係、さらには、最も重要と思われまます復興財源の早期確立、そして、国のほうで現在進められております第3次補正予算の早期成立、また、地方への一括交付金、そして、さらには除染対策などにつきまして、今後とも関係機関と連携しながら、それぞれの部局等を含めまして、国・県等へ働きかけを展開してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 半年もたっていますから、極力早い対応を町のほうには求めるものでございます。議会としてもバックアップできることについては、私としては全面的にやっていきたいというふうに思っております。

では、3番の、鏡石町が、こんな小さい町でありながらも3,000世帯を超す罹災者が発生しているというふうなことで、私は、県内では、被害率としては最大ではないかというふうにも感じております。今日、たくさんの全壊家屋が発生したりしております。町民個人の家屋解体の実態が、実際に今幾らぐらいあるのか。先日の町長の説明の中では67戸とかという数字が出てきたところなんです、それらが実際なのか、そして、今後解体される予定数としては幾つぐらいあるのか、そのようなことを把握しているのかどうか、お尋ねさせていただきまして、それらに対する町の対応としてはどのようなことを進めていくのかをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） 9番議員の質問にご答弁をさせていただきます。

お話にありましたように、罹災証明を発行いたしました町内の家屋等は3,000件を超えまして、うち半壊以上の家屋は1,000件を超えまして34%という状況にあります。8月9日の

臨時議会におきまして2億4,400万円の損壊家屋の撤去委託費を予算化し、議決をいただきましたが、試算の中では300戸程度の家屋の撤去等を見込みまして、9月初めから申請を受け付けております。

現在撤去済みの家屋の申し出は65件となっておりますが、申請書の書類をお持ちになられた方々は150名ほどいらっしゃるということでもありますので、今後、町に直接解体を申請する方々を含めまして、200戸弱の解体家屋があるというふうに見込んでいるところであります。町におきましては、10月いっぱいの申請という形の対応をとってございますが、今後予定される方も含めまして、すべての解体家屋について、町が定める基準額内の個人への助成を行っていくということを考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） （4）番に入ります。

瓦れきの処理場が、鳥見山を初め、ここにも記載しましたが、駅東開発区内の前の雇用団地です。その南側に、多くの瓦れきが今山積みになっております。たくさんの種類のもものが分別されているところなんです、重機の騒音やら、あるいは作業中、風の向きによっては、周辺の住宅、またはサン・コーポラスの方々にも非常にほこりが入ったり、中には洗濯物が干せない、あるいは、小さい子供さんたちがいる家庭では、瓦れきの中の放射能が飛んでくるのではないかというふうな精神的な苦痛やら、そういうことも大変苦情が出ていることを伺ったところでございます。それらについての騒音、あるいは粉じん、それから放射能等に対する対応策はどのようにされているのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） ご質問に答弁させていただきます。

現在鳥見山公園北側駐車場と東町地内の一部の民地を含む町有地で災害廃棄物の仮置き場ということで事業を実施させていただいております。ご質問のとおり、東町地内の騒音やほこりに関する苦情、さらには放射能を心配される相談等が私どもにも届いております。これらに対しまして、町といたしましては、現在心配されるような健康被害には及ばないことや、極力生活上に支障を起ささないような配慮の中で瓦れき処理を進めていくということのご説明を申し上げ、ご理解とご協力をいただいているところでございます。

なお、苦情相談への対応といたしましては、個別の説明により、真摯にご理解いただきながら進めていくということを考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 大きな2点目の県中地区都市計画区域の見直しについてをお尋ねいたします。

町内を歩いていますと、たくさんのお話が出ております。また、町の姿も変わってきております。それから、選挙前に町内の多くの家庭を訪問しますと、大変町民の皆さんの方々が悩んでおられ、その対応には大変なことがあるということを感じてきたところでございます。

その要望の1つは、住宅を解体せざるを得ない。この際だから屋敷がえをしたいというふうなこと、あるいは、被害にあった知人や親戚の方々が、鏡石町に、私らの近くに住みたい、あるいは、相続で得た土地があるからそこに住宅を建築したい、それから、場所によっては地価が安いので、須賀川、郡山よりも鏡石に住みたい、あるいは、今核家族化になってきておりました、それらに向けて、できるならばうちの近所に息子さんがうちをつくりたい、あるいは、この際だから自分の仕事を今のところから移設したいというふうな声が、そのようなことがたくさん聞かれております。

しかし、我が鏡石町は、福島県の県中地区都市計画区域内の線引きが行われておりました、市街化区域、市街化調整区域、工業区域とか、そのようになっております。町民には、この線引きとか県中都市計画区域とかいうのは、なかなか言葉としては理解されない部分があると思うんですが、これは昭和43年に創設されて、45年に決定をして、我が町がそれから延々と40年を経過してきました。

その中において、今回第3次の国土利用計画になると思うんですが、そういうふうな長年の間にわたってやってきたこの都市計画というのが、成田の農免道路の東の奥のほう、あるいは久来石の小栗山近くの林の中、あそこは白地域でどうにでもなっているというふうなところになっています。町の中で、町民の方々は、何であそこにはうちをつくって、私がつくりたいところにはつくれないんだ、あるいは、何かをやりたいのにできないんだというふうなことがたくさん聞かれております。これは、私が言う以上に、執行のほうには多くの方々からそういうお話が出ているというふうにも思っております。

23年度がこの都市計画の見直しの年でございます。これに向けては、当然のことながら、町民の方々の意見集約、あるいはその整理、そして、国・県への見直し申請というものがあろうと思います。この意見集約はどんなふうにしたのか、あるいは、国・県への見直しの申請としての話し合いはどのようなことを要望してきたのか。そして、県における進捗状況はどのようになっているのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きい2番の県中地区都市計画区域の見直しについての、まず（1）であります。今回の県中都市計画区域マスタープランの見直しは、平成22年度を基準として、おおむね20年後の平成42年を目標年次としております。

見直し案についての意見の集約方法については、県中地区の構成市町村の意見と、その構成市町村から1名ないし2名の住民からなる住民懇談会、そのほかパブリックコメントとして行っております。国・県への町からの要望につきましては、区域内、特に調整区域内の土地利用規制について、もっと弾力的に各自治体レベルでの運用ができるように要望したところであります。

また、県での進捗状況につきましては、平成23年度に都市計画を見込んでいたところ、3月11日の東北地方太平洋沖地震があったため、この震災についての検証を盛り込んだ素案、原案を改めて作成をします。そういうことから、都市計画決定を平成24年度に1年先送りをする内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 我々に以前に提示されましたスケジュールというのがあったと思うんですが、そうしますと、このスケジュールというのは、23年度中に県のほうで決定しないで、改めてその原案作成を1年先送りしてやるというふうなことで来ているというふうになったわけでございますね。だから、そうすると、このスケジュールはもう一度見直しをせざるを得ないというふうなことでとらえていいのかなんです。これは、前にもいただいておりますが、マスタープランの見直し及びというやつが21年8月に出されたやつ、ここにもフロー図があるんですが、これはわかっているかと思うんですが、このフロー図なんかもすべて見直しをせざるを得ないというふうなことでとらえてよろしいですね。

ここの中で、小規模な町については実態を検証して、必要があれば見直しを行うことがあるというふうな、要望は町として県のほうに訴えているのかなどかを改めてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町は県中都市計画区域ということでございまして、県のほうでは、市町村合併があった関係で、33あった区域を18にするというような内容になっておりますが、鏡石町が入っ

ております。県中都市計画区域については、区域等の変更はないというふうなことでの県の考え方でありまして。

そういう考え方から、町単独ということではなくて県中都市計画区域の中で、さらに、先ほどいろいろ住民の方が困っているなどのご意見があったとおり、調整区域などの弾力的な運用とか、さらには、鏡石町の周りからいきますと、須賀川市は線引き、それ以外の、隣の矢吹町とか2つの村については非線引きということでございますので、そういう非線引きの市町村との整合性も図っていただきたいというようなことで要望しておりまして、今後もそのような形で要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 県のほうでは、この線引きは見直しは考えていないというふうなお話が来ていたというふうに答弁をいただいたんですが、そうなりますと、もうだめな話になってしまうのか、それとも、今課長がその後に答弁したように、訴えていきたいというふうなことになると訴えるだけで終わるのか、果たして、そうなるそれが線引きの実現性になってくるのか、その辺を改めてもう一度伺います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

区域については、県のほうでは33を18にしたということで、県中地区のエリアについては変えないというふうな方針が出ておりますので、現段階ではそのエリアは変わらないということでありまして、当然鏡石は線引きのままというふうになっていくように思います。

ただ、県のほうも、震災の検証をし、さらには震災の復興も含めて都市計画マスタープランにいろいろと盛り込みたいということでありまして、先ほど言いましたとおり、他の線引き市町村以外の部分、隣接する市町村との整合性をさらに図ってほしいということと、それからまた、重複になりますけれども、弾力的な運用ということで、面積要件であったり、手続の簡素化であったり、そういうふうな事務的な部分についても要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、（2）の都市計画にかかわる町民の意見、それから要望、それらはどんなふうにして町としては吸い上げていたのか。また、どのようなものが上がっていたのか、また、それは対応策としてはどんなふうに進めてきたのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員の（2）番についてご答弁を申し上げます。

県中地区都市計画区域マスタープランの素案について、県主体の住民懇談会が、平成21年度から年2回、計4回実施をされております。意見交換の内容につきましては、人口の減少とか働く場所の確保、それから、区域区分の見直しなどのご意見が上がっております。また、町の意見については、町民の皆さんからのご意見とかご相談の中で特に多かった調整区域内での開発についての手続とか、制度の弾力化を要望したところであります。

これらの解決策については、先ほどご答弁申し上げましたとおり、県中地区都市計画区域マスタープランが平成24年度まで1年間先送りになっておりますので、その際に、調整区域での弾力的な運用について、さらに意見を出していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいま、住民懇談会を年2回ほど、21年からやってこられたというんですが、それは全町ではなくて、懇談した方々というのはピックアップした方なんですか、その懇談会の開催というのは、私は今初めて伺うところなんです、それらは町全体を対象にしたと、4回ということは4カ所しかやっていない、あるいは特定の方々だけとやったのかどうだか、そこをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどご答弁をしましたものは、県中地区都市計画区域マスタープランということで、鏡石ですと県中地域ですから、郡山市、須賀川市、鏡石町のほうから代表が出て意見交換会をやったというようなことでのご答弁をさせていただきました。その中で出た内容としては、人口の問題とか働く場所の問題、それから区域区分の問題などが出されたということであり

ます。

町の都市計画マスタープランについては、町の第5次総合計画の素案ができた段階で、並行する形にはなりますけれども、今後いろいろな、皆様方からアンケートをいただくとか、それから意見をもらう場を設定して、これから意見集約はしたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいまの住民懇談会というのは、そうすると、それは町の中で行われた住民懇談会ではなくて、県中地区でやって、町から代表2名が出て意見を述べたという

ふうな懇談会なんですね。私は、町民の方々の意見を聞くのに、町内で開催して、多くの方が出席されて、そこで町民の意見が出て、それを集約していったというふうな懇談会かと思ったら、そういうのはなされていなかったというふうなことなんですね。そうすると、町民の考えとかそういうやつというのが、その方々の思いというか、その方々が十分認識した方なのかもしれないですが、ちょっと何か物足りなさを感じるところでございます。

3番目に入らせていただきます。

去る9月18日なんですけど、私どものところに一通の手紙が入りました。これは執行の方もご存じのことかと思うんですが、議員全員に出されたと思うんですが、「悪臭公害反対住民会議」というふうなお手紙をいただいたところでございます。これを読ませていただきまして、この関係者の方々から2回目のお手紙かというふうにも思います。

これは、先ほど木原議員が質問された内容でございます。昨年何回となく問題になっております。三区地域内に、線路一本を挟んで畜産業が営まれる。そして、すぐ西側には町で指定する住宅建築用地があるというふうな、畜産業者にしても、そこでやるのは何が悪いんだと、言っていないんですけれども、法的にはすべてクリアした中で、あそこで畜産業を営んでいるというふうな場所になっています。

あるいは、線路一本挟んだ、たかが5メートル、10メートル離れたところには、すばらしい町づくりの中の住宅地だということで、そこに土地を求めて、今あそこは住宅がすごく多くつくられております。まだまだ空き地がありますから、たくさんの方々がこれから建設されると思います。しかし、この方々にしてみると、たかが5メートル、10メートル離れたところの牛舎の建設というのはいかなるものかというふうな危惧されることは、当然のことだと思います。

これは、町が悪い、どこが悪いというのではなくて、ここにあるのは、今いう県中都市計画画法による弊害の例外的なものであろうというふうに思うんです。我が町は、あそこに牛舎がつくられる、あるいは畜産業が営まれるということに対しては、何ら規制することができないエリアであるし、国・県の、法的にも許可されるものであるがゆえに、担当課は大変な立場に追い込まれているというふうに常々思っております。

ということは、この県中都市計画によって、農業地、農業振興地域、あるいは農地法、そして、こちらは市街化区域、あるいは住民団地もどんどんできる区域というふうになっておりますから、こういうふうなただ単なる図面上の、そして、鏡石町民の我々が決定をするのではなくて、県や国の、場所がわからない、あるいは状況もわからない方が、鏡石町のたかが図面1枚を広げて、そこで線が引いてあるからいいです、悪いですというふうな判断をしているというふうなことが、その大きな原因であると思います。そういうふうなことを今までずっとやってきた我々行政サイドの責任というんですか、法的にはクリアしているからいい

いだろうというふうなとらえ方で歩んできたところに、我々のミスもあったのかなというふうにも今思っております。

しかし、これは県中都市計画の中でやるものですから、町としては何もそれを規制することができません。これは、わからない人がつくるのではなくて、町、あるいは町民みずからが決定できる位置づけをしなくては、この後どんどんと、こういうものが大なり小なり発生する危険性があると思います。一番悩むのは、そこに住む生産者であり、住民であります。そして、それを解決するために多くの労力と経費を費やす町であります。ですから、そんなことをいつまでも繰り返していることは余りいいことではないと思いますので、県中都市計画がここにあったにしても、町としてはそれらを決定するような、あるいは指導できるような委員会または審議会を設置して、鏡石の町民本位の鏡石の都市計画プランの確立を図るべきだろうと思いますが、執行としてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

(3) 番関係でございますが、市町村都市計画マスタープランについては、都道府県の区域区分のマスタープランに即して作成することと都市計画法ではなっております。これらのことから、町としましては、県中地区都市計画区域マスタープランに即して町のマスタープランの作成をする必要があるということでございます。今後は、先ほどご答弁を申し上げましたが、懇談会、それから策定委員会などが開催される予定になっておりますので、それらを通して意見を集約しながら、町のマスタープランの内容を決定していきたいというふうに考えております。

また、今回の畜産関係の場合には、農業振興地域整備計画に関する法律に規定されております農業振興地域と隣り合わせという部分もございますので、それらの整合性を図っていく必要がありますので、これから関係課などで協議ができる場を設けながら対応したいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ただいま、懇談会のようなものが設置されたから、それを生かしていきたいというふうなお話なんです、この懇談会というのは、町全体のそのような土地利用するための懇談会としてつくられたのか、それとも、ただ単に今回の三区の悪臭公害対策にかかわる懇談会としてつくられたのか。今の三区の問題を解決するための懇談会であれば、そこが終われば、また別なところに新たな問題が発生するというふうなことになると思います。

この町のマスタープランの中には、懇談会なり、そういうふうな審議会なりをつくって町

のことを議論できるような組織をつくるというふうなことは、全然ここにはうたっていないです。ですから、やはり執行としては、そういうものを執行の諮問機関のような形で、有識者による検討をする審議会みたいなものをつくるべきだというふうに思っているんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

先ほどもちょっと触れましたが、今の都市計画の中でいきますと、成田の東のほう、それから久来石の小栗山のほう、ここに住宅や工場が今幾つもできております。これは白地域ですから、どんどんつくれるわけです。そうしますと、なぜこの県中都市計画というのがあるかということ、インフラの整備をそこに集中させて、経費をかけないでやろうというふうなことが基本にはあると思うんです。しかし、久来石の天栄境、あるいは農免道路の東側のほうということになりますと、どちらかということと山間地につくられるのが多くなってきて、そこに住まわれた方々は、当然のことながら、住民税を払うと、道路を整備してください、水道を設置してください、下水を入れてください、あるいは環境を整備してくださいというような要望が出てきます。これは、町としてはやらざるを得ないと思います。

今、県中都市計画をつくっているにもかかわらず、そういうふうな遠隔地に住宅が幾らでも自由にできるということになると、あらゆるところに、そういうふうなものが無秩序に開発されていくと思います。ですから、都市計画を組むなら、これは町じゅう全部一緒に含めて、白地をなくしてやって、そして、その不便性を町民全部が感じれば、そこで新たにまたスタートできるのではないかと思うんですが、現在のところでは町では何も規制するものはないものですから、そんなふうの開発されて、余計な経費がかかったり、あるいは住民サービスの負担率も高くなってきていると思います。

この県中都市計画のもう一つは、南町につくられた工場用地だと思います。今、旭紙業さんが建設をやって、早急に操業をするようなことで進んでいます。本来であれば、あれはもう3年も前に工場はつくられていて、雇用の場があって町民は助かる、あるいは、旭紙業さんの仕事も計画どおり進められるというような裏づけだった。ところが、それが、あそこは農業振興地域です、それを除外しなさい、工業用地ではないでしょうということ、私が言うまでもなく、執行では、その対応のためには大変な時間と経費をかけてきたと思うんです。

結局、そういうことはみんなこの県中地区都市計画の縛りの中でやっていますから、いろいろなことを踏まえれば、我が町としては、それがベターなのか、あるいはベストなのかと言われたときには、大きな問題を抱えているのではないかというふうに思っております。ですから、いち早く、県中都市計画の区域の見直しは、町民の声を聞いて、できるならば地区の意見をもっと吸い上げて、もう一度練り直す必要があると思います。今後、町民の声をどんなふうにもっと吸い上げて、1年先送りになったところから、もう一度見直す

考えがあるかどうかを町のほうに改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに出ました懇談会でございますが、これは町のマスタープランを作成するための懇談会ということでございまして、三区の話し合いをするための懇談会というような形での答弁ではございませんでした。

それから、今、白地とか、調整区域を開発する関係でのいろいろな事例が出されておりました、確かに白地について、法規制がない分、開発がされているというような現状がございます。ただ、県中都市計画区域は県で決定をしますが、素案の段階では、福島県内ではエリア拡大はしないというような県のほうの考え方であるようです。そういうこともありますけれども、1年間伸びるということになりましたので、意見としては、こういう意見が出されているというようなことで、ただいまご意見をいただいた内容について、県のほうにはしっかり伝えていきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、大きな3番目の第5次総合計画をお尋ねさせていただきます。

これは、ただいま質問しました国土利用計画と同時の進行であるというふうにも当然なってくるところでございますが、第5次総合計画というのは、24年スタートで計画され、それで幾つかの町としての振興計画もつくってきたところだと思います。しかし、先ほど総務課長のほうからも答弁あったんですが、この地震でもってすべてが変わってきたというふうなことで、当然、その変わる姿は、私よりも執行の皆さんのほうがよくわかっていると思います。1000年に一度ですから、あるいは未曾有の大震災ですから、これは言葉ではなくて事実だと思います。

ですから、このときに、第4次まで総合計画をつくってこられたので見てみますと、人口2万人というのがスタート母体になっております。鏡石町は、8月1日現在で1万2,704人です。平成2年の年には1万2,130人だったんですから、この21年間かかって570人しかふえない。それから、町で調査した、今後の町の人口動態はどうなるんだという推移を調べたのでは、平成47年には1万1,692名と逆に減っていくというふうな数字を、町としては我々のほうに明示をしてきたところでございます。2万人なんていう話も無理だし、あるいは、1万5,000人の我々も目標にしている人口数も当然無理な中でございます。

また、それに加えて駅東地区の、あのときには、この土地の計画が185町歩の住宅地なり

駅東開発をするということで計画されて、しかし現実には、56町歩が今工事一部着手しておりますが、これが、本来であれば平成17年ごろには売却が始まって、23年には売却完了するような計画でいたエリアでございます。しかし、現実の問題として、その一部が着手しただけであり、売却はまだまだこれから先の話で、大変今後危惧されます。

それから、南部の総合計画なんかも、これは工業団地として112町歩、第4次総合計画のスタートの基礎数字で出ていることを見ました。しかし、ここもイオンを含めて13町歩の場所がやっと売却されて、まだ計画の12%しかいっていない。しかし、それも、あそこにはインターチェンジをつくるというふうな計画の中でこの数字が上がってきていると思います。今インターチェンジは、ここの西側のスマートインターができましたから、新たなインターチェンジはできないだろうと、皆さん執行も、十分思っていると思います。

それから、境地区も20町歩の宅地造成をして平成8年から販売を開始して、317戸1,100人の居住地をつくる予定でいたんですが、これも幾多かの問題があって、現在やっと組合も収束に向けて歩んでおりますが、まだまだこれも計画どおりにいっておりません。

それに加えて、今回の地震、原発、これらによりますと、農業が、まず羽鳥用水で米がつかれない、風評被害で売り上げが減少している、あるいは、勤労者は仕事が減少したり、残業がなくなったり、極端な場合には会社が閉鎖されている。それから、企業は、受注が減ってしまった、製品の放射能線量の測定までさせられて、鏡石では製品をつくることのできないからほかのエリアに撤退せざるを得ないというふうな声まで出ております。

農業者、勤労者も大幅な所得の減です。それから、企業も売れ行きが減じております。そして、建物がこのように今後どんどん解体されますと、当然のことながら、それから減免申請も出ておると思いますから、固定資産税も減少してくると思うし、それから、税務課においては、町民税、法人税が当然のことながら、固定資産税も含めトータルで14億円ちょっとあるところが、これもどこまで落ち込むのか来年はわからない、不透明な、落ちることは間違いないですが、相当の問題になってくるだろうというふうに思います。

この第4次総合計画がバブルのときにつくられて、それを今引きずったままで第5次に入ろうとしておりました。しかし、今鏡石町は、この大震災、それから原発の放射能、少子・高齢化、あるいは産業・雇用の場の大幅減、こんな不安材料ばかりでございます。このときにこの第5次総合計画を23年度中に策定して24年度からスタートするということは、私としては非常に危惧するところでございます。この第5次総合計画を23年度中に決定をする考えなのか、あるいは進捗状況はどうか、私は、これは1ないし2年先送りすべきだろうというふうに思っておりますが、執行の考えを尋ねるものでございます。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

議員さんが言われたように、第4次の中では、景気のいいときの計画だったと。そういう中で人口2万人、そういったものでなされてきたということでもあります。この第5次計画に向けましては、景気の減速、さらには今回の原発問題、そういったいろいろなことがございます。そういう中でこれから計画をするということでもあります。

そういう中で、現在の進捗状況でございますけれども、職員による計画策定プロジェクトチームを中心に、第5次総合計画の策定の背景や定義などをまとめた、いわゆる序説と基本構想の素案をまとめております。そして、この基本構想につきましては、町民アンケート、さらには庁内関係課のアンケート及び関係する補足現況調査の結果、そして計画策定本部会議での意見などを踏まえて、現在策定中であります。

過日の東日本大震災の発生によりまして、本町も大きな被害を受けましたことから、復興の視点、さらには、新たな基本理念に基づいた創生を進める視点も盛り込みたいと考えております。そういう中で、本日まちづくり委員会からの提言書が提出されることになっております。震災対応の影響から、これは1番議員にも申し上げましたけれども、現在3カ月程度、この策定作業がおこなわれている状況にあります。そういう中で、3月での議会への提出というものについては困難であるというふうに現在思っております。そういう中で、1番議員にもご答弁したように、この時期については、議会といろいろな意味で協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの町長の答弁ですと、きょうがまちづくり委員会からの答申が上がるということで、そして、3月議会は無理というふうな答弁でございました。当初のスケジュールだと12月議会でやる予定だったんですが、それをまず3月までおくらせて、それでも、やはり現状では決定することはちょっと無理だろうというふうな判断をされたのかというふうに思うんですが、私もそのとおりだと思います。

昨日も町長からの説明の中でも、今現在トータル74億円の予算になっています。例年ですと40億円そこそこなのに、その倍近い予算ということは、銭だけではなくて、仕事の量もそれだけふえているということだし、それから、震災以降、職員の方々は不眠不休のときもあり、あるいは、大変な町民の対応をしてきたりというふうなことで、職員、あるいは関係者が、大変時間的にも無理だし、疲れている中で、これから10年間の町づくりの策定をするという大事なことを、健全なときにやってもなかなか難しいのに、大変な状況のときにつくるということは、これは、3月議会を除いても、あるいは1年、2年先送りしても、むしろ今後体制をつくるためには、1年くらいおくれたって何も町民には問題ないし、逆に喜ばれる

であろう。職員も、それなりの、あるいは、プロジェクトチームとかそういうところも、しっかりとしたものができるだろうというふうに思いますので、ぜひともそれはおくらせて、そして、町民の声を聞いてやっていただくようなことに持っていかなくてはならないと思います。

そういう意味では、この基本目標の数字とかそういうやつについては、もう一度地域に落として、そして皆さんの声を。まちづくり委員会の声もいいと思いますよ、だけど、まちづくり委員会というのは本当に一部の人たちの声であるし、それから、中にはこの地震で避難して欠員になっている方もおいでになると思いますから、時間があるならば、やはり、そういうふうな、地域にもう一度、各行政区からも幾つか声を聞くようなことをすべきではないかと、構想や実態に合わせてスタートすべきだと思うんですが、その辺はどんなふうにご検討されるかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問でございますけれども、基本構想等につきまして、各地区のほうにおろした中でというふうなお話であります、後でも質問の中に出てまいりましたけれども、地域懇談会等でのお話というのもご質問の中にもありました。そのようなご質問の中で、私どもとしましては、今回、先ほど申し上げましたまちづくり委員会、さらには住民アンケート、そして、これから進めてまいります議員の皆様との意見交換、行政区長会での意見交換、さらにはいわゆるパブリックコメント、それらもそれぞれいろいろな場面で提案しながら、住民の方の声を聞いていきたいというようなスケジュールで考えております。それらを受けながら、住民の声の反映というような形で今後進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 確かに、これから地区に落として皆さんの声をというのは難しいのかなと思うし、しかし、基本的には、これは今から2年前に地区に落として、各地区からの意見を集約するような場は設定しなくてはならないと思います。それが、今回時間的な問題でできないということであれば、今言われたが、区長会というふうな話も出ておりました。議員の場合もありましたけれども、議会には、今日までそれらについては1回も触れておりません。1回だけまちづくり委員会の意見が出たのは、第1回の会合の内容だけは我々にも知らされましたが、それ以降は全然伝わっておりませんので、どんなふうな町づくりを委員会では考えたのかというふうな物事が全然見えておりませんから、やはり、もっと議会にもそういう情報を流して、ともにつくることをお願いし、あるいは区長会で、区長さん方に変

な負担をかけると思いますが、地区の意見集約を図っていただいて、それを少しでも提言していただきたいというふうにも思います。

それでは、最後になりますが、第5次総合計画は住民意見の反映をうたっております。町民意見集約の方法はどんなように実施しているのか。以前に実施しておりました町政懇談会というのがあるんですが、各行政区ごとに開催をして、広く町民の声を聞く必要性を強く感じますが、執行は開催する考えがあるかどうかを改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） それでは、ただいまのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

第5次総合計画の策定に当たりましては、基本的な考えとして、町民の生の声の反映に努めるため、既に実施いたしましたアンケート調査結果を初め、本日、9月28日に提出されますまちづくり委員会からの提言書、そして、これから今後行いますパブリックコメント等を活用したいと考えております。また、素案等につきましては、議員の皆様との意見交換や行政区長会での意見交換、さらには関連会議等でのご意見をいただきながら、その素案づくりの意見交換を進めてまいりたいと考えております。

町政懇談会についてでございますけれども、町政懇談会につきましては、町づくりにおける広報及び広聴の重要性にかんがみ、行政区単位として開催し、町民の生の声を聴取し、町づくりに向け町民の方々と取り組むことを目的に開催しておりました。今回の計画策定に当たりましては、先ほど申し上げました関係機関、さらには議員の皆様方のご意見を踏まえた中で、それらの町民の方の声の集約というような形で進めたいと考えております。また、町政懇談会につきましては、今回ではなく、今後時期を見まして、各行政区長さんと十分協議した上で、開催等について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 町政懇談会については、今回の国土利用計画、あるいは第5次総合計画、これのための町政懇談会もありますが、それ以外に、平成15年までこのように全町で各行政区ごとに開催しておりました町政懇談会、それは町長も出席しているからわかっていると思いますが、そのような形で今後開催していく必要性はあるだろうと思います。特に、新町長として、新しい風ということで町民に伝えるためには、これはぜひとも毎年実施して、そして町民の声を聞いて、震災の後の復旧、それから復興、そして1万2,700の小さな鏡石町ですから、それが一番身近にできる我が町のメリットだと思いますので、それを開催する予定があるかどうかお伺いして、質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問の件につきましては、これは、第5次総合計画とは別でありますけれども、そういったことで、行政区の懇談会については積極的に開催していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 災害に向けての復旧があると思いますが、ぜひとも、執行と議会も一生懸命に皆さんとともにやっていきたいとしますので、よろしくこれから進めていくよう強くお願いして、終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克議員の一般質問はこれまでとします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、あすの会議時間を午前10時としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あすの会議時間を午前10時とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時07分

平成23年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成23年9月29日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課長	面川廣見君	産業課長	高原芳昭君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 委員長	菊地栄助君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 畑 幸一君

○議長（渡辺定己君） 初めに、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） おはようございます。

きのうに続きまして、一般質問の席に初めて新人として立たせていただくことになりました。本当にありがとうございます。

今回は改選という選挙で、12名の仲間たちと町会議員という名誉ある、誇りある議員に選ばれて、町民各位皆様に感謝する次第でございます。まことにありがとうございます。

また、未曾有の大震災におきましては、執行部、また町職員、各行政区区長、三役、各種団体、民生委員の方並びにボランティアと、不眠不休というような肉体的な限界をもちまして活躍されて、本当に私、助かったことをこの席より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

まず、今回天災により甚大な被害を受けました町民にとっても、町にとっても、本当に大打撃でございます。これをどう復興していくかということが今後の課題になりますが、私たち新人議員6名ということで一生懸命頑張って、協力し合って、災害復興に取り組む所存でございます。

きのうは、新人議員さんを含め、ベテランの議員さんの質問がありましたが、2番の古川議員には新しいさわやかな風を吹き込んでいただきまして、本当に感銘いたしました。また、ベテランの議員さんからはきめ細かい質問の応答がございまして、感銘を受けた次第でございます。

私は話が下手です。というのは、仕事柄営業をやっているんですけど、聞くほうはうまいんですけども、しゃべるほうはとにかくまとまらない、下手ということでございます。

今回、町と一般町民に対しての多大なる被害は、私も直接当時は受けました。生活基盤であります店舗の破壊、また自宅の全壊というような目に遭いまして、2つのリスクをしょいまして、本当にもう絶望のふちに立たされたわけです。そしてまた、何と言っていいか、心が折れたというようなそういう感じで1カ月、2カ月と過ぎました。

ただ、一つの光が見えたわけでもございます。それは、友人・知人の優しい言葉、そしてどうしていいかわからないときにお手伝いをしてもらって、助けていただいたことを心にしっかりと組み込みました。

ただ、一筋の光というのは、私の孫の6歳の女の子が、福島のじいちゃん、頑張れ、福島のはあちゃん、頑張れ、私、歌を歌ってあげるからね、頑張ってください、頑張ってくださいと。もちろん隣には母親がついて、そういう言葉を与えるとは思いますが、本当に感銘した次第でございます。とにかく今回のこういう議員に立候補するという意思が出たのはその後でございます。ああ、これは恩返ししなくちゃならないな、またはこの年齢になりまして中高年のパワーを何とか見つけて、復興にひとつ力をかけてやろうじゃないかというような意気込みで、今回、こういうような形でここに登壇させていただくことを幸せに感じております。今後も頑張りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

質問趣旨に入ります。

町の復興ビジョンの主要な取り組み方について。

具体的な取り組みがなされているか。

復興に当たっては、今後、安全・安心な町づくりをしなければならないと思いますが、復興へ努めるべく必要な仕組み、施策ですか、事業の中に取り込む考えはあるかどうかお答えください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな1番、町の復興ビジョンの主要な取り組み方についてでございます。

このたびの東日本大震災を受けましての復興ビジョンの関係でありますけれども、復興ビジョンとしましては、復旧から復興を目指した震災復興計画を作成したいと考えております。

計画の内容につきましては、第5次計画と同時並行的に作成したいと考えております。その中には、町の復興ビジョンをしっかりと明確にした中で震災復興に努めてまいりたいと考えております。

また、このたびの東日本大震災は、安全・安心な暮らしを守ることの重要性を改めて示されたところであります。復興に当たっては、今後、安全・安心な町づくりをしなければならないと考えております。地震災害の復興の町づくりとともに、再び大規模な地震が発生した場合にも被害を最小限にとどめるための防災の町づくりを進めたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 復興の主役というのは一人一人の町民と行政の連携、これが私は復興の基本だと私は思っております。また、近隣の市町村ときめ細かい情報を長期的に持ちまして、計画のもと復興計画に当たりたいと私は思っております。今回は、生活基盤、インフラ整備、イコール生活支援ということで、復旧・復興ということで、当然財源ということもありますし、町民が誇りを持てる町づくりを推進したいと思っております。町のイメージを個性的な町づくりとして今後復興計画に取り組んでいきたいと思いますが、執行部の感想はどうでございますか。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

復興計画、さらには復興ビジョンにおきましては、議員がおっしゃるように町民の方々との連携、さらには近隣市町村との連携、そしてさらにはそれぞれのインフラを含めた整備の仕方、また現在も発生しておりますいわゆる原発対策等もろもろの対策につきまして、今後、そういう関係の方々とともに意見を交換しながら計画づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番（畑 幸一君） 当然、愛する鏡石、愛するふるさとの復興に対しては一丸となって進めていかねばならないと思いますが、今回、この重点的な事業として町の「すいすい」ですか、プールの復興事業がございまして、締結したようで、2月には完成するということが、この「すいすい」については、これは復旧か復興かどちらかだと思うんですが、どういうふうな考えでいるかちょっとお話をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

昨日の一般質問の中にもございましたが、ご承知のとおり、「すいすい」については天井崩落、外周の崩落等がございまして、復旧工事については都市建設課のほうにおいて入札を終了し、議案として議決いただいたところでもございます。今ご質問のとおり、来年の2月17日に完成というふうなことでございまして、経過といたしましては、とりあえず施設のほうは復旧をしていただいて、その後の利用については、さらに利用増を図るような計画をしてみたいというふうにご考えてございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

なお、6番、畑幸一君に申し上げます。ただいまの発言は通告外にわたっておりますので、少し注意してください。

○6番（畑 幸一君） はい、わかりました。

○議長（渡辺定己君） どうぞ続けてください。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 続きまして、次の質問に移らせていただきます。

2番、子供の安全と健康について。

環境への汚染、放射能汚染物質など線量測定に触れるたび、当然健康に対する不安、そして心配が募りますが、今後、長期的視野に立ってモニタリングの充実などを図り、町として人命を守り、未来ある子供たちが安心して生活ができるような対応を求めてまいりたいと思っておりますが、町としての対策、計画などのお話をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

きのうも2番議員のほうからご質問がございました。そういう中で、現在、町におきましては、学校を初め通学路、さらには公園を対象にして定期的に放射線量の測定を行っております。また、水道、さらには町独自の農産物のモニタリングの観測結果、こういったものについて情報を提供しているという状況にあります。

また、今月に入りまして、妊婦さんと高校生以下の子供さんを対象に、放射線量の積算の線量計を個別に配付いたしまして向こう3カ月間の線量調査を実施して、健康影響に対する不安解消と実態把握を行っているという状況であります。

さらに、町では放射性物質の除染方針というものを定めまして、この中で子供さんの安全・安心を最優先に位置づけ、地域ぐるみで除染活動を行いながら、町内全域において年間1ミリシーベルト未満を除染の成果目標と定め、今後、具体的な活動について取り組めるも

のから順次実施していくということでもあります。

そういう中、一方国では特別措置法を制定し、除染に関するガイドラインを示しております。最終処分場の問題など、市町村にとって十分な指針とは言えません。放射能は、水、さらには食品、土壌や空気など人間生活のあらゆる分野に関連しますので、実態の把握、そして情報の共有、環境改善の諸施策に取り組みながら、不安解消と安全確保に向けて、今後も国や県及び関係機関と連携し、対応して進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、きょうの新聞の状況を見ますと、残念ながらやはり環境省のほうでは、市町村が実施する場合、線量が年間5ミリシーベルト未満の地域については、除染の対象、いわゆる財政支援の対象としないという、きのう、市町村の職員を集めた中でそういった会議をしていると、これは残念なことでもあります。

きのうも私は2番議員の中でお話ししましたが、この放射線については、私は、この町は他の市町村と比べて線量は低いといえますけれども、やはり安全・安心とは言えないということから、この問題については原発事故以前に戻す、こういったことを基本的な考え方として進みたいということには変わりございません。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 早急に対応することをお願い申し上げます。不安をなくすために、今回、土壌、農地、水の洗浄ですか、そういったものをどういうふうな形でやっていくかというようなことで、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、モニタリングポストですが、今回、原子力安全課の防災対策室から福島県の全市町村に計354台ということで、小中学校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線を測定するシステムを導入するというので交渉しておりますけれども、これらの可搬型モニタリングポストというのはいつごろ町に入ってくる予定ですか。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

いわゆる定点での継続的なモニタリングをする機器の設置につきましては、町内15カ所というように要望を出しております。これにつきましては、県のほうから時期的にまだ明確には出てきておりませんが、年内中というふうなお話で聞いているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 放射線測定強化を密にして、早急にも対応していただくことをお願い申し上げます。未然防止の監視、対策などを徹底していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

3番、介護・高齢者対策について。

高齢者に対しては夢と希望が持てる社会を目指すのが理想だと思いますが、環境、介護サービス、医療など安心して暮らせるような生活支援をどのように考えていますか、ご説明をお願い申し上げます。

○議長(渡辺定己君) 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(面川廣見君) おはようございます。

6番議員のご質問にお答えいたします。

町内の65歳以上の高齢者は21%を超える状況となりました。要介護認定者の増加とともに、高齢者の社会対策推進を求める声がますます高まっているような状況にあります。

現在、町では、3年後に更新されます鏡石町の第6期高齢者保健福祉計画及び第5期の介護保険事業計画を一体化して策定中であります。既に、高齢者の方々の生活実態に関するアンケート調査やニーズ調査を実施しておりまして、それらの結果をもとに、高齢者が健康で自立した生活を送るための地域コミュニティの醸成や地域支え合い体制づくりを拡充させながら、温かみのある福祉の町づくりの実現に向けまして、関連事業の取り組みを実施していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 6番、畑幸一君。

[6番 畑 幸一君 登壇]

○6番(畑 幸一君) 私の勉強不足なのですが、介護保険制度というのはどういうことか、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(面川廣見君) ご答弁いたします。

当然、高齢になりますと自立というのが困難な方々も多数おられるかと思えます。このような方たちに対しまして、介護の必要性がどうしても出てくるものでありますので、これらの介護のために各種のサービスですね、保健サービス等を与えながら、幾らかでも生活の援助、支えるというような内容での保健サービス事業が展開されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 今の施設の総合的な整備とかまた活用、財源の確保など、在宅福祉サービス、医療などを今後どのような形でもっていくか説明をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） 総合的なお尋ねかと思えます。

財政等を含めながら、長期計画の中で、各事項それぞれに先ほどお話ししました計画づくりの中で策定してございます。現状を見据えながら、今後の介護事業のあり方、さらには保健事業としての展開を計画の中で策定してございますので、作成成立の折には皆さん方にもご提示しながらご説明をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 介護、高齢者対策というとなかなか聞こえがよくて、いろいろな在宅福祉サービス、医療などが入るわけですけれども、実際には、二親を持った場合には最終的にはお金がかかるということです。お金がかかるということは、当然もう働かなければ二親を見ていけないということです。そういった場合に対して、今回の雇用対策とかそういった形に関して、継続してまいると思うんですけれども、実際には二親を見るには雇用がなくては見られないというのが現状だと思いますが、引き続き関連として、雇用対策というような形で若干お話を聞きたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

雇用という部分でありますけれども、まずこの介護保険に関しましては、先ほど課長から申し上げましたように、いわゆる家族内で介護を要する方がいた場合には当然その奥さんなり家族の方が負担になると。そういう中では、働く場所ということに関しては2つあると思うんですが、その家族内での雇用がなくなってしまう、その面倒を見るということで一つそういった部分で介護施設にお世話になりながら、家族の中での雇用が図られるようなことも介護保険の一部であると思えます。

もう一つは、この雇用という面で、今回いわゆる介護関係のいろいろな施設を充実させて雇用の場をつくるという、その2面性があると思うんですが、そういう中身でこの雇用というものが成り立っていくのかなと、今の質問の中でそう私は感じておりました。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） ありがとうございます。

1、2、3番と質問してきましたが、時間がまだあるようなので、ちょっと別項目で質問したいと思います。

今回、町長の、執行の「進化する鏡石」ということで継続事業、新しいということでも随分興味を持っているんですが、これを復興と一緒に連携していける方法はないかと私も考えております。復興する鏡石と。今までの「進化する鏡石」については、駅をおりたくなる、道を通りを歩きたい、住んでみたくなるというような3つのポイントがあるんですが、駅をおりたら楽しくなる、歩いたらばうれしくなってきた、住んでみたくなったら元気になると、そういうような三本立てで復興につながらないかというふうなことを考えておりますが、これは執行部としてはどうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君、ただいまの質問は通告にありません。また、質問の趣旨がちょっとははっきりしていませんので、注意しておきます。

○6番（畑 幸一君） まだ新人な者でわからないのでご勘弁を願いたいと思います。今回は早急な質問で立ってご迷惑をおかけしましたが、お許しを願ひまして、この次は頑張っていきたいと思います。質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでとします。

◇ 井土川 好 高 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

7番、井土川好高君。

7番議員に申し上げます。

議席番号を言ってから「議長」と言ってください。よろしく申し上げます。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 7番、井土川好高と申します。

今回9月4日の選挙におきましてこの年において初めて出馬しましたが、何とかこうやってこの席に立たせていただいております。これからも地域住民の橋渡しとしてやっていこうと思いますので、先輩議員、また皆様のご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それで、このたびの3月11日の大震災におきまして多大なる被害を遭われた皆様と、また台風15号の水害に遭われた皆様に深くお見舞い申し上げます。

つきましては、質問の1番です、鏡石3区コミュニティーセンターについて。

(1) 今回の大震災で鏡石3区コミュニティーセンターが全壊となり、倒壊寸前で危険な状態になっています。早急に解体する状況にあり、他の住宅にも危険を及ぼすのではと危惧するところです。また、地域住民のよりどころとしてコミセンの必要性は住民の緊急の願いであります。この件について、町では再建についてどのような計画を持っているかお聞かせ願いたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

今回の震災で、3区のよりどころとなっておりますコミュニティーセンターが使用できないということでもあります。大変ご不便をおかけしていることに大変申しわけなく思っております。

この地区集会施設については、ただいま申しましたように、地域コミュニティーセンターとして大変重要な施設でありますので、できる限り早く具体化させていきたいというふうに考えております。ただ、できる限り早くということでもあります。そういう中でも、予算の関係もございまして、できる限り国・県の補助、こういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

[7番 井土川好高君 登壇]

○7番（井土川好高君） なるべく早くというのが地域住民の願いです。

それで、この解体はいつごろになるのかお聞かせ願いたい。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 解体の時期でありますけれども、これも庁内の中で協議をしながら、どういった方法で解体するか。例えば、今現在、町の事業の中で全壊家屋の解体事業、こういったものを行ってございます。そういったものでできるのか、または単独でそのほかの事業が該当しないのか、そういったことも含めて対応して、今考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

[7番 井土川好高君 登壇]

○7番（井土川好高君） それで、この解体を早くしてもらいたいというのは、地域の住宅に危険を及ぼすのでこれをお願いしているんです。いつときも早くこれをお願いしたいと思ひ

ます。

引き続きまして、コミュニティーセンターの再建につきまして、これも今もおっしゃられましたが、なるべく早い時期に計画を立ててやってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほども申し上げましたように、できるだけ早くという中でやりたいということで再度申し上げるしかないんですが、いずれにしても庁内で調整をとりながら、いろいろな補助事業も含めて、早目の対応で皆様のほうにお知らせしていきたいというふうを考えております。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、早い再建のほどをお願いします。

（2）にいけます。住民の願ひは、この場所では地盤も弱いし、三角地で使い勝手も悪いとあって、他の場所への移築も考慮してもらいたいと。これについてお願いします。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの場所についてのご質問でありますけれども、これにつきましても、ご承知のように、今の立地している場所については地盤が弱いということも事実であります。そういったことから、この建設場所等については、地域の住民の皆さんのご意見を聞きながら対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、その移築のほうも考えてもらって、これからコミセンの再建のほうをよろしくお願いします。

次に、2番、不時沼の排水についてお尋ねします。

（1）今回の大震災では不時沼地区の被害が大変大きく、全壊家屋の多いことについてなぜ多くの被害が集中したかといえば、地盤の弱さに原因があることは明らかです。その一つは、不時沼の排水場所がないということです。排水設備がないために、たまった雨水が自然に地下に浸透してきたことに一因があるのではと思うのです。これを4号国道下を通して抜いて、五斗蒔池に落としておけば大きな被害にならずに済んだと思われまふ。これについて町はどう思っているかお聞かせ願ひたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の不時沼の排水についての（1）番でございますが、今回の地震は、震度6強という今までに経験したこともない大変大きな地震であり、道路や排水施設も甚大な被害を受けております。現在、この地区の排水は、五斗蒔池側へ、4号線の下を通過してヒューム管が直径45センチと60センチ、90センチの3カ所設置されております。

しかし、排水は万全ではなく冠水の被害が発生しておりますので、これらの状況について国へも説明しており、国においても、現在、これらの施設より能力の高い構造とするような計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 今4号国道のことがありましたが、（2）の4号線の拡幅工事が計画されているが、不時沼の排水について考えているのか、またいつごろになるのか、原状回復についてどう考えているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 7番議員の（2）番のご質問にご答弁申し上げます。

現在この地区の排水は、先ほどご答弁いたしましたとおり、五斗蒔池側へ4号線の下を通過して排水しているヒューム管が3カ所ございます。これらを合わせて、国道の計画としては、管の直径が1メートル65センチというふうなヒューム管を設置する計画となっております、現在の排水能力の約3倍程度になる予定となっております。

ただ、施行時期については現時点ではまだ未定でありますので、引き続き早期着工ができるように要望してまいりたいというふうに考えております。

原状回復については、震災前までの排水路が使用できない状態となっておりますので、仮排水施設で現在対応しております。今後は、関係地権者の方にご協力をいただいて、原状回復が図れるように施行してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これは本当に雨が降るたびに、あそこの滝田良心さんの家の前の排水路が満タンになるんですね。ここも早く、あそこの排水路をもう少し広げるかどうかして雨水等が流れるようにしてもらいたいです。

続きまして、3番、池ノ原の牛舎の件について。

これについては地域住民は本当に苦慮しております。もうこれは前から随分、役場等にも陳情したりしてやってきたんですけれども、なかなかはかどらない。また新しい牛舎もできているようです。

それで、今進めている牛舎は公害を出さないで運営ができるのか。町では牛舎の新築は認めているようですが、地域住民として、悪臭やハエなどが、これは100メートルとありますけれども、近いところでは100メートルはないです、それくらいしか離れていない住宅地に影響を及ぼさないと確認できるのか甚だ疑問です。公害については出さないと確約できるよう、経営方針と公害に対する認識を持っているのかお聞かせを願いたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（面川廣見君） 7番議員のご質問にお答え申し上げます。

現状の中で悪臭が発生しないと言い切れる状況には確かにございません。ただし、現地は現在の法規制の対象外の区域でありまして、悪臭公害発生のおそれが懸念される事案といたしまして、これまで、経過観察とともに、事業主に対しまして公害防止の処理計画書の提出を求め、現時点では計画は相当であると判断しております。以上の中で、個別の法律等には抵触していない状況にあります。

しかしながら、当該地域が悪臭防止法に係る規制地域となるように拡大申請の手続を進めてきたところでありまして、間もなく県において公示され、来年夏ごろまでには法規制の対象区域となる見通しとなっております。

付近住民の皆様の危惧される声や現状を事業主にも理解を求め、改善策やそれらへの対応について話し合いを持って行っている段階ではありますが、しかるべき解決を見出すべく検討していきたいというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） この牛舎の問題については、公害を出す、出さないじゃなくて、もうあそこにつくらない、できないというのが一番いいんじゃないかと思うんですけれども、これはできないものでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（高原芳昭君） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

ご質問の箇所につきまして建築という部分でございますが、町は県中都市計画区域に入っておりまして、市街化調整区域という線引きの都市計画区域になっておりまして、現在建っ

ている箇所につきましては調整区域であります。都市計画法上、農業用施設という形で以前に建っていた畜舎ということでありまして、法的に農業用区域ということで認められる場所に建築されている部分でございますので、それを取り締まるという状況下にはありませんので、現在の状況で建築が進んだということでもあります。今建築されている部分については、牛舎という中で搾乳施設ということで確認申請上、出ている部分でございます。それをとめるという状況ではございません。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） この問題については、地域の皆さんはもう役場にも再三再四、行政懇談でも出しておりました。こういうことを考慮してもらってよりよい対策を講じてもらいたいと思います。

時間が余っておりますが、私はまだ未熟者ですので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了しました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月30日から10月6日までの7日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日9月30日から10月6日までの7日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時48分

平成23年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成23年10月7日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第 6号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 3 議案第 7号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第 8号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 9号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第10号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第11号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第12号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第 9 議案第13号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第14号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第15号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第16号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課 主幹兼副課長	車田光男君	産業課長	高原芳昭君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	木賊正男君
会計管理室長 兼出納委員 兼教育委員 兼農業委員	八卷司君	農業委員会 事務局長 選挙管理 委員会委員	飛沢栄四郎君
	吉田栄新君		西牧英二君
	菊地栄助君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第1号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し決算審査特別委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔決算審査特別委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（決算審査特別委員長 大河原正雄君） おはようございます。

平成23年10月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成22年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、大河原正雄。

平成22年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成23年9月27日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で報告いたします。平成23年10月3日月曜日、開議時刻午前10時、閉会時刻午後4時55分、出席数、委員全員、場所、議会会議室。平成23年10月4日火曜日、午前10時、午後4時27分、委員全員、議会会議室。平成23年10月5日水曜日、午前10時、午前11時50分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第1号、平成22年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成22年度

鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成22年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙のとおりであります。平成22年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町国民健康保険特別歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見。なし。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び水道事業会計の全12会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第1号 平成22年度鏡石町……

〔「議長、休議願います」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 休議します。

休議 午前10時11分

開議 午前10時12分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

したがって、認定第1号 平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第6号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会議務局長（吉田賢司君）〔第6号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第6号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金の処理、東北地方太平洋沖地震を受けての住宅の応急修理工事、さらには公立学校施設並びに社会教育施設の災害復旧に係る経費が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,599万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,868万1,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、12ページの第2表の1、変更といたしまして、臨時財政対策債の限度額を6,753万9,000円増額し2億8,553万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、13ページからの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。

9月定例議会最終日を今迎えているところでございます。

ただいま平成23年度の補正について説明があったところでございますが、この置かれている環境は厳しい状況の中であるかと思えます。それで、多くの町民の方々から災害復旧の要望がたくさん出ておりまして、昨日もある町民の方から、一つは、町道の大きいところは立派に補修されてきているところもあるけれども、裏道とかそういうところが穴があいたり、あるいはU字溝、グレーチングが外れていたりとかということで危険だから、そういうのはどうなっているんですかなんていうお話も伺っています。なかなかそこまでまだ目が行き届かないから大変だなと思いつつも、ただ安全上は対応しなくてはならないということで、今回のこの補正も災害復旧が幾つかあるわけなんですけど、何点かお伺いさせていただきます。

まず第1点は、23ページの総務費の中で一般管理費の委託料74万6,000円というふうな中で、先ほどの説明が境西団地不同沈下に対する2次調査業務委託、これで44万円ほど計上になっているんですが、この2次調査業務委託というのはどのような内容なのか、それを第1点にお伺いいたします。

それから2つ目は、今、我が町の財政上、復旧に係る財政は余裕が幾らかはあるのか、あるいは全然足りなくて厳しい状況の中にあるのか、その辺を第2点としてお尋ねいたします。

あと3点目は、29ページの農業振興費の地域水田農業推進事業ということで、ここに刈り取り・乾燥業務委託、機械リース料として470万円ほど計上されたんですが、これは何の刈り取りなんですか。刈り取りといってもいろいろあるかと思えますから、それをお伺いします。

あと、37ページで公有財産購入費が出てきました。土木施設災害復旧費ということで2,652万7,000円、これは岡ノ内、不時沼とかというふうにお話があったところだと思いますが、購入する面積とか、あるいはそのエリアのどのような部分というんですか、字切図みたいなのがあって、このところをこんなふうで購入しますというふうなものがあれば一目瞭然にわかる場所なんですが、ただ地区名と番地と面積ばかり言われても、どんなふうで購入してどんなふうに対処していくのかは全然わかりませんので、その辺をもう少し詳細に、もし図面等があるのであればそれらの図面を資料としてお渡ししていただければと思います。

あと、同じページの災害復旧費の文教施設関係なんですが、ここには5件ほど、中学校、小学校、幼稚園、図書館、体育施設というふうに施設名が羅列されているんですが、一体この何を災害復旧でやるのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点目の23ページにあります境西団地不同沈下対策第2次調査業務委託についてでございます。

今回の調査につきましては、不同沈下に伴う土質等の調査についてはこれまで終了しておりますが、建物に係ります耐久性の調査ということで、建築士によりますその調査を第2次調査ということで実地調査を実施したいと考えているところでございます。

次に、復旧に向けました財政運営の関係でございます。

こちらに今余裕はあるのかというご質問であります。余裕というその範囲というのはどの程度なのか、どのような範囲なのかということにつきましてはいろいろ議論があるところ

であります、今回、総額で一般会計が七十数億円になりましたけれども、その中でやはり一般財源の持ち出しというのも多分に大きくなっております。それらをご承知のように基金の取り崩し等により対応しております、その基金の取り崩しが今後どの程度進むのかということにつきましては、次年度の予算等の編成にも当然影響が出てくるという意味では、今年度に限らず、次年度も含めた中では大変厳しい財政運営になるだろうということ考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 高原芳昭君 登壇〕

○産業課長（高原芳昭君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

29ページの刈り取りの中身はということでございますが、こちらの刈り取り・乾燥業務委託の中身としましてはソバの刈り取りの件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 9番議員の4点目の37ページの公有財産購入関係についてご答弁させていただきます。

今回の公有財産購入につきましては、一つが岡の内の池関係の用地ということでありまして、岡ノ内関係では雑種地ということで1,589平方メートルを予定しております。これらについては、岡ノ内地区が岡ノ内の池側に、北、南、それから東とも引っ張られているような状況でございますので、上の池についてとりあえず用地を購入して、将来的には公園のような形で利用したいというようなことで、今回用地を取得したいということであります。用地の場所については、東側の民地から池までの間にあります雑種地ということで、そちらについては東側から北側のほうに延びているというような場所であります。

それからもう一点については、不時沼地内ということで、3区コミュニティーセンターの真裏側のところであります。これについては共有になっておりまして、公衆用道路になっている部分が190平方メートルほど、さらにその先、4号線側のほうに雑種地として1,248平方メートル程度ございます。

これらについては、北原・不時沼線の街路に係る用地も一部ございます。将来的には、そういうふうに街路に係る部分については街路用地として使用もできますが、残りの部分については今無償で、3区のコミセン裏の排水路がのり面の崩壊とか擁壁の崩壊などで排水がきかないというふうな状況で、お借りして仮排水をしているというような状況もございます。

従来の排水路だけではこれから排水していくのにも不十分だというようなことで、当然、排水路をメインに整備したいということ、さらには、こちらについてもその残地については公園のような土地利用をしたいということで、あわせて今回、予算計上させていただいたというようなことでございます。

それから、以前の臨時議会をお願いして不動産鑑定をして、今回、予算計上させていただいておりまして、図面等の提示というようなこともございましたが、字切図等はコピーをすれば配付できると思いますが、きょうは準備しておりません。それからあと、今後の土地利用の図面等についても、現在ある予算の中で簡易な形で作成を依頼しているところでありまして、現在でき上がっておりませんので、本日はなくて全員協議会等が開催されるときに、それらの図面と一緒に再度もっと詳しい説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、36ページ、37ページにございます11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の中の公立学校施設災害復旧費と社会教育施設災害復旧費の内訳の詳細というふうなことのご質問でございますので、それぞれご答弁申し上げます。

まず、公立学校施設災害復旧費のうち中学校施設災害復旧工事につきましては、中学校の外構がこのたびの震災によりまして大きくゆがんでございまして、インターロッキングを含めてでこぼこになっている状況でありますので、そちらの外構工事を主に行うところでございます。

また、小学校施設災害復旧費につきましては、第二小学校の校舎、それから同じく外構の復旧工事ということで、一部手直ししないと使えない状況でございますので、そちらの工事を行うものでございます。

それから、幼稚園施設災害復旧工事につきましては、幼稚園の同じく雨漏り、それから内壁等の亀裂が生じてございます。また、建具等のふぐあいもございまして、そちらを修繕するものでございます。

こちらにつきまして、いずれも補助対象となっておりまして、国のほうから3分の2の助成があるというふうな状況でございます。

次に、社会教育施設災害復旧費につきましては、まず一つは図書館施設災害復旧工事でございますが、図書館につきましては、今現在も工事を進めているところでございますが、思った以上に被害がございまして、屋外に油の倉庫がございまして、それから、外構工事等に

わせまして、キュービカル、電圧のところが傾いてございますので、そちらを直す工事として追加するものでございます。

それから、体育施設災害復旧工事につきましては、構造改善センターの外構復旧と、あわせて外壁の一部が剝離してございますので、そちらを張りかえる工事が主なものとなっております。

こちらにつきましても、補助対象経費というふうなことで計上させていただいたところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま補正のことについて答弁をいただいたところですが、25ページで庁舎新築事業基金、これは、財政的な余裕があるのかというふうにお尋ねしたのは、今非常に金がかかる、早急にやらなくてはならないというところが山ほどあるんですが、今回この庁舎建設基金が、当初補正の中で4億7,000万円ほどの基金繰り入れという予定でおったところが、今回1億4,500万円ほどここで戻して、そしてなおかつその他の財源から3,000万円ほど庁舎基金に戻しますね。そうしますと、これを戻すと、ずっといきますとトータルが7億2,200万円ほどになるんですね。ということは、庁舎建設基金というのは過去今まで、初めて7億円という基金残高になってきているんじゃないかなと思うんです。

今、これほど金を必要としているときに、庁舎のほうにそれだけの基金を繰り戻して確保するというふうな理由というんですか、その辺がまず一つはちょっと私としては理解できないというか、もし余裕があるのであれば、たくさん緊急を要するものがあると思いますから、そういう部分で少しでも自主財源でやらざるを得ない部分については、7億2,000万円も残すほどの財源確保をするんじゃなくて、少しでも町の復旧に向けた事業を取り入れていくべきじゃないかというふうに思うんです。

近年、この庁舎基金については多くの運用をしてきておりまして、出たり入ったり、私もこの3年間を調べてみたら相当の額が運用されているんですが、こういうときにこそ、むしろこの庁舎基金はもっと早急なものに対して運用をすべきでないかというふうに思うんです。

今回議決されれば7億2,200万円になるんですが、現在残高は6億9,200万円ほどあるんですが、これらの管理というのはどのようなになっているのか。現在、預金あるいは定期か何かになっているのかとは思いますが、その内容等について、こんなに出し入れがなっていてどうなのかなというふうに思うんですが、その辺の基金の管理状況はどうなっているかも重ねてお伺いして、この3,000万円はむしろ災害復旧費に、一部にどこか緊急を要するところ

ろがあると思いますから、それらに回して、少しでも早い復旧を図ったほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、お尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、この庁舎基金の積立金3,000万円ということでありまして、条例上、これは毎年3,000万円の積み立てをするということがございますので、これに基づきまして3,000万円を積み立てるということでありまして、

ただ、ご承知のように、町のいわゆる財政調整基金、そのほか基金がいろいろあるわけなんですけど、今回の震災によって一般財源が必要となるという中で、さらに地方交付税も、普通交付税についても今のところ大きな動きはないと、そして特別交付税についてもまだ最終的な決定を見ていないと、そういう中では、当然一般財源に要する費用について調達をするという中で、今回の災害に対してはこの庁舎基金を活用して、現在これを取り崩しながら、数字的には合わせていくかもしれませんが、こういった中身で利用しているという状況でありますので、そういうことで、この庁舎基金についてフル活用しながら現在対応しているところだということをご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 出納室長。

〔会計管理者兼出納室長 八巻 司君 登壇〕

○会計管理者兼出納室長（八巻 司君） おはようございます。

9番議員の質問にお答えいたします。

基金の管理方法につきましてはどうしているのかということですが、この管理につきましては、金融機関の預金、その他最も確実・有利な方法により管理することになっておりますので、定期預金というような形ですべて管理しておりまして、1年定期ということですので管理しているということでございます。

答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第7号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第8号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第7号議案及び第8号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、関根学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

○税務町民課長（関根 学君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第7号並びに議案第8号の2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、39ページの議案第7号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,197万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,338万円とするものでございます。

内容につきましては、44ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（関根 学君） 続きまして、49ページの議案第8号 平成23年度鏡石町後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,690万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、54ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（関根 学君）** 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（渡辺定己君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渡辺定己君）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渡辺定己君）** 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第7号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（渡辺定己君）** ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（渡辺定己君）** ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第9号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第9号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課副課長、車田光男君。

[健康福祉課主幹兼副課長 車田光男君 登壇]

○健康福祉課主幹兼副課長（車田光男君） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案第9号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

このたびは東日本大震災によります減免関連の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,007万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、62ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○健康福祉課主幹兼副課長（車田光男君） 以上、説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第10号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第10号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第10号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成22年度の繰越金が確定したことにより補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ374万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、76ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（今泉保行君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第11号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第11号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、高原芳昭君。

〔産業課長 高原芳昭君 登壇〕

○産業課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第11号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正は、前年度会計におきます繰越金が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,488万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、84ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（高原芳昭君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第11号 平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第12号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第12号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第12号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成22年度決算に伴い繰越額が確定いたしましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,181万円とするものであります。

詳細につきましては、92ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫忠男君） 以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第13号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第13号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第13号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金の確定によりまして、第1条においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,222万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、100ページ、101ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（木賊正男君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第14号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第11、議案第15号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに日程第12、議案第16号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第14号議案～第16号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第14号から議案第16号の3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に前年度決算に伴う繰越金の整理、それから東日本大震災

の対応に伴う職員の手当等が主なものでございます。

初めに、103ページになります。

議案第14号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明します。

今回の補正につきましては、前年度決算に伴う繰越金の整理、東日本大震災に伴う職員の手当等が主なものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,114万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、108ページの事項別明細書により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 続きまして、113ページの議案第15号になります。

議案第15号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、前年度決算の繰越金の整理、それから職員の手当等の調整が主なものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億623万円とするものでございます。

内容につきましては、118ページの事項別明細書により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 続きまして、議案第16号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、消火栓維持管理費の修繕費を追加するものでございまして、第2条関係でございますが、収益的収入及び支出の既決予定額の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,657万5,000円とするものでございます。

また、第3条につきましては、資本的収入及び支出につきまして、「過年度分損益勘定留保資金6,156万6,000万円」を「6,404万1,000円」に改めるものでございます。第1款資本的支出の既決予定額に東日本大震災等の対応に伴う職員の手当ということで247万5,000円を追加し、4億727万2,000円とするものでございます。

さらに、第4条の職員給与については、386万6,000円を追加しまして3,348万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、124ページの事項別明細書により説明したいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第14号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について

ての決議案の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 平成23年10月7日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）でございます。

このことについて、鏡石町議会会議規則第115条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出します。

決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について。

東日本大震災からの復旧復興をはじめ、変動する社会情勢の中にあつて、住民のニーズは多種多様を極め、幅広い行政運営が求められている。

議会としても、震災に係る町民支援をはじめ、福祉の向上と町政進展のため、各課題への適格な対応や開かれた議会としての活動が強く求められている状況にある。

鏡石町議会議員として、常に研さんに努めながら、それらの任務を遂行することは勿論のこと、その実現に向けて、適切かつ適格な運用に資するため、次のとおり閉会中の行政等視察調査として、それぞれの先進事例や実態について、調査研究することを決議する。

記。

1、（議員派遣に係る）調査先及び調査項目。

新潟県小千谷市、長野県安曇野市、長野県原村。

震災復興計画及び実績検証、土地利用計画とまちづくり、財政健全化推進、その他。

2、調査期日。

平成23年10月31日（月）～11月2日（水）。

3、調査派遣費用。

議会費支出とする。

平成23年10月7日、鏡石町議会。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

第1回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただ

き、いずれも原案どおり認定、同意、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今定例会は、決算議会と言われるように、平成22年度決算審査が特別委員会において行われたところではありますが、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応してまいりたいと思います。

また、震災復旧復興対策及び台風15号による災害対策につきましても、早期着手・早期完了に努めて、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

国においては、野田内閣が発足し、今後どのように現在の日本を導いていくのか、そして、とりわけ東日本大震災対策は最優先課題で取り組まなければならないとしており、第3次補正予算を初め関連法案が早期に実現するよう働きかけをしてまいりたいと思います。

終わりに、秋も日々深まりつつある中、朝夕の冷え込みも強まってまいりました。皆様には、くれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第1回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年10月 7日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 畑 幸 一

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	3
認定第 1 号 平成 22 年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	3
報告第 1 号 平成 22 年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	4
議案第 2 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 3 号 鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結について	7
議案第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	8
議案第 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9
議案第 6 号 平成 23 年度鏡石町一般会計補正予算（第 6 号）	10
議案第 7 号 平成 23 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	15
議案第 8 号 平成 23 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 9 号 平成 23 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	19
議案第 10 号 平成 23 年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	21
議案第 11 号 平成 23 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）	23
議案第 12 号 平成 23 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	25
議案第 13 号 平成 23 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 1 号）	27
議案第 14 号 平成 23 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	29
議案第 15 号 平成 23 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	31
議案第 16 号 平成 23 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 3 号）	33

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
認定 第1号	平成22年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	23.10.7	認定
議案 第2号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.9.27	可決
議案 第3号	鳥見山公園内町民プール災害復旧工事請負契約の締結について	23.9.27	可決
議案 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	23.9.27	同意
議案 第5号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	23.9.27	同意
議案 第6号	平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）	23.10.7	可決
議案 第7号	平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	23.10.7	可決
議案 第8号	平成23年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第9号	平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第10号	平成23年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第11号	平成23年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第12号	平成23年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第13号	平成23年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）	23.10.7	可決
議案 第14号	平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	23.10.7	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第15号	平成23年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	23.10.7	可決
議案 第16号	平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)	23.10.7	可決
決議案 第1号	閉会中の先進地行政視察調査の実施について	23.10.7	可決